

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

予 算 特 別 委 員 会 会 議 録 (4) (2 8 . 2 定)			
日 時	平成 2 8 年 6 月 2 9 日 (水)	開 議	午後 1 時 0 0 分
		散 会	午後 5 時 1 3 分
場 所	第 2 委 員 会 室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	小貫委員長、酒井（隆行）副委員長、千葉・中村（岩雄）・ 酒井（隆裕）・斉藤・中村（吉宏）・濱本・中村（誠吾）各委員		
説 明 員	市長、教育長、副市長（総務部長事務取扱）、水道局長、 財政・産業港湾・生活環境・医療保険・福祉・建設・教育・ 病院局小樽市立病院事務各部長、産業港湾部参事、消防長、 会計管理者、監査委員事務局長、農業委員会事務局長 ほか関係理事者（選挙管理委員会事務局長欠席）		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。 委員長 署名員 署名員 <div style="text-align: right; margin-top: 20px;"> 書 記 記録担当 </div>			

～会議の概要～

○委員長

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、中村岩雄委員、中村誠吾委員を御指名いたします。

委員の交代がありますのでお知らせいたします。秋元委員が千葉委員に、安齋委員が中村岩雄委員に、高野委員が酒井隆裕委員に、鈴木委員が中村吉宏委員に、佐々木委員が中村誠吾委員に、それぞれ交代しております。

付託案件を一括議題といたします。

○委員長

これより、質疑に入ります。

なお、本日の順序は、公明党、共産党、民主党、新風小樽、自民党の順といたします。

公明党。

○斉藤委員

◎公用車の私的利用について

公用車の私的利用について伺います。

本当に社会通念上認められるような立ち寄りだったのか、確認させていただきたいと思います。

まず、市長に伺いますが、3月12日と5月15日の法要へのお参りは、当日の公務の途中で突然思いつかれたものかどうか伺います。

○市長

3月12日と5月15日の件でよろしいでしょうか。3月12日は急遽立ち寄らせていただいたものであり、5月15日はあらかじめお願いをしていたものでございます。

○斉藤委員

秘書課長に伺います。

この法要の件について、公用車が庁舎を出発する時点、既に市長から指示があったものなのかどうなのか、もしそうではないとしたら、いつそういう指示があったというふうになっていますか。

○（総務）秘書課長

まず、3月12日の件につきましては、秘書課としては事前に承知はしておらず、後日、市長から伺ったものでございます。5月15日の件につきましては、事前に市長から知らされており、公務に支障のない範囲でタイムスケジュールを調整させて手配したものでございます。

○斉藤委員

それでは、3月12日、5月15日の公務の内容と移動経路、移動手段について、それぞれ時系列でできるだけ詳しくお示しいただきたいと思います。

○（総務）秘書課長

3月12日につきましては、時系列的にまず申し上げていきます。9時35分に本庁を出発いたしまして、9時45分に市長宅に着きまして、忍路トンネルには10時15分に到着してございます。10時30分からの一般国道5号小樽市忍路トンネル工事貫通式に出席いたしまして、11時40分にこの式典を終了してございます。その後、正法寺に到着したのは12時5分、正法寺を出発したのが12時20分、12時40分過ぎにグランドパーク小樽に到着いたしまして、13時からの二つ目の公務、小樽歯科衛生士専門学校卒業式に出席してございます。その後、14時10分にグランドパークを出発いたしまして、14時30分に小樽市民センターに到着してございます。こちらの公務は小樽ショートフィルムセッションの上映会表彰式でございます。

5月15日の件でございますが、10時30分に公用車が本庁を出発いたしまして、10時40分に市長宅に着いてございます。10時50分に花園公園でございます顕誠塔招魂祭の会場に到着してございます。11時から招魂祭への一つ目の公務で出席してございます。11時50分ころ上記の式典が終了いたしまして、12時過ぎに高島にある正林寺に到着してございます。12時20分に正林寺を出発いたしまして、途中、自宅でネクタイを取りかえということがございましたが、12時50分に小樽市総合体育館に到着してございます。こちらの公務は全道クラス別ダンス競技会小樽大会でございます。その後、13時50分に総合体育館を出発しまして、14時過ぎにグランドパークに到着してございます。

経路といたしまして、前段に、ドライバーに確認をとりました。ドライバーも、正確な記憶はないけれども、一般的な経路としてということでの説明を受けました。その上で御説明をさせていただきます。

3月12日に関しましては、市長宅から国道5号を通りまして忍路トンネルに到着してございます。その後、行事が終了いたしまして、国道5号を通りまして、砂留トンネルの手前で富岡経由で緑にある正法寺に向かってございます。緑にある正法寺からグランドパークへは洗心橋、入船を経由してグランドパークに到着という形でございます。

5月15日の件につきましては、まず、市長宅から国道5号を経由いたしまして、小樽公園にある招魂碑の招魂祭に出席してございます。その後、国道5号、それから道道小樽海岸公園線、高島漁港の前通りの道を通りまして高島にある正林寺に向かっております。正林寺からは同じ道を経由いたしまして総合体育館に到着してございます。その後、入船を経由いたしまして、グランドパークに到着したという形でございます。

○齊藤委員

今お聞きしますと、3月12日は急遽ふと思いついて正法寺に行ったということなのですが、市長に伺いますけれども、どこら辺で正法寺もというふうに考えられたのですか。

○市長

恐縮ですが、正確にいつというのは覚えていないですけれども、事前にやはり調整できる時間はなかったということでございますので、当日のその日か前日だったかは申しわけないですが、覚えてはおりません。

○齊藤委員

この急遽という意味は、当日のという意味ではないのですね。前日かもしれないのですね。

○市長

私自身、その日にそちらに立ち寄ることは難しいと思っていたのですけれども、トンネルの式が終わって、その後、次の会場に向かう間に少し時間的余裕がありそうだとということで寄らせてもらったということでございます。

○齊藤委員

これについては、砂留のほうから富岡のほうに向かったもので、それが早道だったから、その道すがらで、ここなら、これなら行けそうだと判断だったということですね。

5月15日については、これはもうあらかじめ決めておられたということよろしいのですか。

○市長

私はその予定を入れてほしいということで、秘書課をお願いをしているところでございます。

○齊藤委員

いわゆる立ち寄りというのは、あらかじめ決めていて行くというのは立ち寄りというのでしょうかね。そこが立ち寄りという言葉の感覚、ふと思いついて寄るのが立ち寄りという語感があると思うのですが、少しそこは違うかなと思います。

道すがらのほうなのですけれども、3月12日は、これは砂留のほうを回っていくと富岡経由で緑というのは割りと近いので、道すがらかなという感じもするのですけれども、5月15日の招魂祭からその後の公務も総合体育館ですよね。ということは、小樽公園の中なわけですから、招魂祭に出席していて、それから高島まで行ってまた戻っ

てきて総合体育館の公務というのは、いかにもこれは立ち寄ったという感覚では到底理解できないのですが、この辺はどのようなふうに説明されるのでしょうか。

○（総務）秘書課長

今、立ち寄ったということの御質問でございました。5月15日のスケジュールのことから御説明をしたいと思えます。11時に招魂祭の御案内がございました。それから、次の公務である総合体育館の全道クラス別ダンス競技会、こちらは主催者から要請があったのがおおむね13時40分ころからセレモニーがあるということの中で、ごらんいただきたい時間帯が12時50分ころから来ていただきたいというふうな申し出がございました。この中でいわゆる空き時間と申しますか、このスケジュールの中で市長と協議をいたしまして、空き時間の中でこういった形の公務を入れさせていただいたという形でございます。ただ、立ち寄るという形で表現させていただきましたのは、一般論として、時間的にも短いため、公務に支障のない範囲において立ち寄るという形で表現させていただいたということでございます。

○齊藤委員

言葉の意味として、とても立ち寄ったわけではないですね。全く反対、反対というか、招魂祭の行われている小樽公園と体育館も同じところにあるわけですから、そこからわざわざ高島まで、わざわざですよ、完全に。わざわざ行って戻ってきたというのは、どう考えてもこれ、立ち寄りの概念には当たらないのではないですか。

○（総務）秘書課長

立ち寄りという部分でございますけれども、我々といたしましては、一般論として時間的に短かったという意味合いにおいて、立ち寄るという形で表現させていただきました。

○齊藤委員

本来は、この5月15日に関しては、招魂祭は午前中の公務、総合体育館は午後の公務、別々の公務があったのですよ。そこに、その間に私用というか私の用事ですね、私の用事が入ったために、これは市長も私の用事だと認めていますよね、私用だと言っていますから。その公務と公務の間に私用が入ったために、むしろ私用のために公務が窮屈になったのですよ。それで一連の公務のように見えるようになってしまったのですが、もともと純然たる公務は午前中に一つの公務、午後に一つの公務、独立の公務だったのですよ。そこに私用を挟んだために一連に見えてしまうだけの話ではないですか。

○（総務）秘書課長

5月15日は、招魂祭、それからダンス大会という、午前、午後と公務が入ってございました。ここで午前の公務、午後の公務という形でございましたけれども、いわゆる二つ目の公務が12時50分ころから来ていただきたいという要請がございまして、その意味においては、公務と公務のすき間時間に立ち寄ったというふうな形でスケジュールを組ませていただきました。

○齊藤委員

だから、その私の用事がなければ、十分余裕のある公務だったのですよ、公務自体としては。そこに私用を挟んだために、めちゃくちゃタイトな話になってしまった。私用のために公務を圧迫しているのではないですか。

○（総務）秘書課長

私用のために公務を圧迫していたのではないかという御指摘でございますけれども、当日のスケジュール、先ほど答弁をさせていただきました。この中で招魂祭が11時からスタートいたしまして、おおむね11時50分に退席してございます。それから、あと次の昼からの公務でございますが、繰り返しになりますけれども12時50分ころから来ていただきたいというふうな要請がございました。そういう意味においては、この立ち寄りがあったという意味において、立ち寄ったからといって公務を圧迫したというようなスケジューリングではないというふうな形で認識してございます。

○齊藤委員

立ち寄ったというのは、その道すがらなのですよ。基本的に途中同じところで、花園で公務があって高島まで行って戻ってくるのを立ち寄りだというのは、そもそも違いますよ、これ。結局、この6月22日に市長が本会議で発言された訂正の発言、この訂正の発言自体が事実、少なくとも5月15日に関しては全く事実を大きくゆがめた表現で、立ち寄るなどということとは異なると。したがって、この6月22日の発言の再訂正を求めます。

○副市長

ただいまの齊藤委員の御指摘でございますけれども、先ほども時間的なこととお知らせしたと思いますが、招魂祭が終わり11時50分出発です。それから12時50分までにとすると、あと1時間の余裕、その1時間の余裕があるために、およそ1時間すき間ができるので少し立ち寄れるのではないかという判断をし寄ったものでございますので、1時間の中で招魂祭が終わった後1時間の中で、通常であればどこかで食事をして体育館へ行くということになるかと思うので、その時間を割いて法事に出かけたということでございますので、どこまでが立ち寄りの範囲でどのぐらいの距離が立ち寄りかという概念規定は特にございませんので、私どもとすれば、それもあわせて公務遂行の一環であったというふうに判断しておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○齊藤委員

だめですよ、こんな遠いところまで行って。花園、小樽公園の中で行われる二つの公務ですから、その私事を、私用を挟まなければ何も問題ないのですよ。その間にどこか近くで食事すればいいだけの話で、それを無理やり高島まで行ったということ自体がそもそも私用ですよ、それ。それをわざわざ何で公用車で行かなければならないのですか。それを立ち寄りだと、わざわざ強弁するのですよ。それこそ強弁ですよ、これ。と思いませんか。

○副市長

受け取り方の問題だというふうに私どもは思っています、その1時間の時間を活用しながら社会通念上の儀式に自分の判断として行かなければならないということでございますので、これは私どもとすれば公務の遂行の一環として必要なことであつたらうという判断でございますので、その辺は御理解をいただきたいというふうに思います。

○齊藤委員

それが無理やり公務だというのであれば、いわゆる社会通念上……

(「公務だとは言っていない」と呼ぶ者あり)

(「公務だとは言っていないですよ」と呼ぶ者あり)

私用なのですね。

(「公務とは言っていないですね」と呼ぶ者あり)

私用でその遠いところまで行かなければ何ともないことを、個人的な私用のために高島まで行った、公用車を使って。これは、どういっても公務という話にはなりませんよ。この場合は、そういう強弁、へ理屈を言って、公務なのだからといって言い逃れるかもしれないけれども……

(「はい。公務とは言っていないですよ」と呼ぶ者あり)

公務遂行のためだといって言い逃れるかもしれないのですが、それは言い逃れですよ。社会に通用しません。しっかり公用車の規定等をつくって公務ということ、範囲を限定するような、そういう仕組みを本市においてもつくるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○(財政) 契約管財課長

昨日も安齋委員に対して答弁しましたがけれども、今の規定には公用車を公務でしか使用できないだとか、そういう規定はありません。それで、そういう部分については都市のいろいろな規定を情報収集して、その辺をいように、例えば公用車は公務でないで使用できないだとか、例えばそういう部分しか頭に今はないですけども、これ

から研究して規定を研究していきたいと思います。

○齊藤委員

要するに税金ですよ、公用車といえども。運転している方もいるし、ガソリン代だってあるのだし、車そのものだって全て税金ですよ。そういうものをいかに市長といえども個人的な用事に使ったらだめですよ。そのぐらいの倫理観、公私の立て分け、そういったものは規定があろうがなかろうが、市長、本来持っていただきたい、そのように思いますが、市長の見解をいただいて終わります。

○市長

齊藤委員が御指摘のように、市民の皆様には誤解を与えないようにしなければいけないということはおっしゃっておりだと思います。私自身も今までの活用の仕方であったりとかも含めて、私なりにそのようなラインを引きながら行わせていただいたところではございますけれども、このたび御指摘いただいた２点においては、御指摘のように私個人の私用でございますから、そのようなたとえ立ち寄りであろうとも誤解を与えかねないということも考えられますので、今後においてそれを自分の判断として考えられるように取り組んでまいりたいと思っております。

○千葉委員

私からは、代表質問で質問させていただいた中から何点か質問させていただきたいと思います。

◎除排雪について

まず、除排雪についてです。

初めに、平成28年度の地域総合除雪の入札要件について伺っております。代表質問で御答弁いただきましたが、構成員については昨年度２社以上からの突然の変更によって混乱を招いた経緯もありまして、受託業者からはどのような意見があるかということで御質問させていただきました。

御答弁では３点ほど御意見があったということで、「新規業者が加わると事故等のリスクがある」「４社だと採算割れの可能性がある」「３社で除排雪が間に合わなかったことがない」などの意見があったといただいております。これ、ほかにも御意見があったと思いますけれども、その意見を概要でよろしいのでお聞かせ願いたいと思います。

○（建設）雪対策課長

平成27年度に地域総合除雪に参加していただいたＪＶの業者の皆様からいただいた意見でございますが、一つといたしましては「担当する地域がほかの地域と分離されている地域なので、新たな業者を加えることが難しい」、もう一つは「業者を育成するという考えはわかりますが、４社になっても業者数がふえるだけで機械力は変わりません」などの意見がございました。

○千葉委員

今定例会での議論も聞いていますと、今年度も構成員数を４社以上にする考えなのかなということが答弁からも伝わってきます。ただ、今伺ったＪＶの方々の御意見を伺うと、余りそれを受け入れるような御意見ではない、逆に批判的な御意見なのかな、そればかりなのかなというふうに思っておりますけれども、これでも構成員数を４社以上にすると考えているのかどうかについてはいかがでしょうか。

○（建設）雪対策課長

ＪＶ構成員数４社についての、今、御質問でございましたが、少しでも多くの業者の皆様には除排雪に携わっていただくということは、大雪などのときに作業が遅れたときなどに共同企業体の中で作業を補完し合えるという利点があることから、少しでも多くの業者の皆様に参加していただきたいという考えはございますが、現在、昨年度の入札要件等について分析を行っているところでございまして、４社と決まったわけではございません。

○千葉委員

今分析を行っているということですが、この分析はいつまでかかるのでしょうか。

○（建設）雪対策課長

今、分析に時間を要しております、昨年度のスケジュール等も鑑みながら、なるべく早くお示ししたいと考えております。

○千葉委員

市長は昨年、この構成員数を 2 社から 4 社以上に変更しましたが、改めてその理由、お聞かせ願えますか。

○（建設）雪対策課長

昨年度、2 社から 4 社に J V 構成員数を増やしたいとした考えでございますが、昨年度、除雪拠点を一つ増設したことがございまして、これに伴いまして機動力がそれ以前よりも落ちることに鑑みて 4 社といたしました。具体的に言いますと、平成 26 年度は錢函地域を除き地域総合除雪の構成員が 4 社で構成されていたということがございましたので、この水準を維持したいというふうに考えて 4 社と考えます。

○千葉委員

結果的には十分、4 社では入札が不調に終わり、7 ステーションのその構成員数を見ても何ら変わりはなかったかなというふうに思います。市長は、先ほど J V のその 4 社に対する御意見ですとか、先ほど原部から聞きましたけれども、その報告を受けていると思うのですね。これを受けて本年度の J V の構成員の考え方というのは、今、市長の中ではどのように考えているのか、お答え願いたいと思います。

○市長

今お話がありましたように、意見交換会の中でそのような御意見があったというのは私も聞いているところでございます。その意見ももちろん受け止めながら考えなければいけないと思うのですが、それとともに、今、課長からもお話がありましたけれども、平成 27 年度に取り組んでいく中で出てきている課題等を整理、分析した上で、最終的な判断が必要ではないかというふうに考えているところでございます。

○千葉委員

今はやはり 4 社でいきたいと市長は思っているということで受け止めてよろしいのですか。

○市長

私自身の思いとしては、昨年度から 4 社で行うことが将来的な育成等にもつながるということ、今、原課からお話があったことも含めて、それが理想かなというふうに感じているところではあります、しかしながら今年度それを実現できるかどうかというのは、やはりその課題の整理、分析によって導かれるものではないかと思っております。

○千葉委員

4 社以上にすることが将来的なことに鑑みるということにどうしてもつながらないのですけれども、もう少し御説明願いたいと思いますが、市長、いかがでしょうか。

（「それについては今まで説明していますけれど」と呼ぶ者あり）

○（建設）雪対策課長

先ほどの答弁と重なりますが、大雪が降ったときなどに作業の遅れが生じることを多くの業者がステーションに入っていただくことで補完することができるなどの理由がございまして、将来的に建設業者が、今入っている地域総合除雪の業者の皆様が何らかの形で抜けたというようなことがあったとしても、多くの業者が入っていただければそれを補完することができるということも含めまして、将来的に多くの業者に入っていただきたいということを含めまして 4 社以上というふうに考えておりました。

（「矛盾してるべや」と呼ぶ者あり）

○千葉委員

昨年度は雪が非常に少なくてよかったと思いますが、その前にも本当に確かに豪雪で大変だった中、支障があったのかどうか私は承知していませんけれども、やはりそういうことがあるから 4 社にするという理由がどうしても結びつかないかなと思っているのと、業者が多いからといってきめ細やかな除雪ですとか大雪に対応できるというふうにはならないと思うのです。なぜかという業者は大きさが全部同じなわけではないですよ。大きい企業もあれば小さな企業、中ぐらいの企業もあるので、その構成員を 4 社以上にすることについて納得がいかないのですけれども、あくまでも今まで御答弁したとおりの理由で 4 社以上にするほうが良いと考えているということで理解してよろしいですか。

○（建設）雪対策課長

現在、今年度 4 社にするということは決まっておりませんが、4 社ということにつきましては、先ほども答弁させていただきましたが、平成 26 年度まで錢函地域を除き 4 社で共同企業体が構成されていたという事実がございまして、この水準を維持したいということで 4 社というふうに昨年は考えました。

○千葉委員

ステーションによっては 3 社で十分責任を担っている企業体もありますので、それはどうなのかなと思いますけれども、先ほどの御答弁にしても 4 社にしても抜ける会社が出たらという心配の声もありました。そもそも 4 社以上にして J V が抜けてしまったら、その構成員数は満たされないというふうに考えられますけれども、先ほどの御答弁についてもう一度お答えいただけますか。

○建設部安田副参事

今の 4 社での必要性の部分でございますけれども、J V、構成される業者につきましては全ての機械を小樽市に拠出して作業しているわけではございません。民間の仕事だとかそういう部分を持ちながら多角的に経営されているのが事実です。それで、いわゆる大雪になった場合、やはりそういう機械も借りてやっていかなければいけないということも考えられていきます。ですから、なるべく多くの企業が搬入したほうが最終的には大きな数の機械を使えるということにもなってまいりますので、そういう部分の配慮もありまして 4 社という部分でも検討させていただいております。

○千葉委員

今の話だと民間に機械なり、そうすると機械を動かすオペレーターなり大雪ではなくても民間企業に全部確保してもらって、使わなかったりオペレーターが必要ないときもそういう負担までも民間企業にさせるという捉えでいいですか。それも予算づけをきちんとしてあげるといふふうに捉えてよろしいのでしょうか。

○建設部安田副参事

総合除雪、昔からの制度設計の中でお話している部分につきましては、作業をやっている分をお支払いするのが基本ですということで仕事量については決まっております。委託業務につきましては、いわゆる全ての人工を抱えて全ての機械の分を貸与、与えて作業をしているという方法ではございません。仕事の量によってその仕事の分をお支払いするという形になってございますので、あといわゆる民間の仕事とそれと私どもの業務とを掛け持ちといたしましょうか、そういうような形になる部分につきましては、それぞれの企業の企業努力と申しましょうか、そういう経営の中で行っていることと考えております。

○千葉委員

何か納得がいかないのですけれども、結局今の説明は、市側のあくまでも言い分であって、業者からするとそういうオペレーターだとかを抱えていなければいけないということにもつながるので、その辺も十分鑑みて、この構成員数は 4 社以上とするのはどうしても今の議論を聞いても納得がいきませんので、しっかり協議もしていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

◎排雪について

次に、排雪についてであります。

代表質問の中で、排雪路線でありながら昨年度は一度も排雪作業が行われなかった路線について質問をしております。改めて御答弁お聞かせ願いたいと思います。

○（建設）雪対策課長

排雪路線でありながら平成27年度に排雪を行わなかった路線に関しましては357か所でございます。

○千葉委員

今の御答弁のとおり357か所排雪がされなかったと。距離数も御答弁いただいたのですが、83.3キロメートルが一度も排雪が行われなかったということなのですが、路線別に箇所数ですとか距離数、今お答えできますでしょうか。

○（建設）雪対策課長

路線別に箇所であったり距離ということなのですが、今、手元に詳細な資料がございませんので、後ほど提出させていただきますと考えております。

○千葉委員

後ほど資料をお願いしたいのですけれども、感触として原部で押さえているその数字的、細かいことはいいのですが、これ第1種・第2種・第3種路線とありますけれども、どの路線が多いのかということについてはいかがでしょうか。

○（建設）雪対策課長

全体的に見まして、第3種路線が多かったです。

○千葉委員

一番市民からの要望が多い生活道路、第3種路線について排雪が行われなかった距離数が箇所も多いという感触があるというふうに御答弁をいただきました。

それともう一つ、この路線の排雪されなかった部分でお伺いしたいのですけれども、第1種路線について排雪がされなかったという路線はあるのかどうか、もしあれば路線名についてもお聞かせ願えればと思います。

○（建設）雪対策課長

第1種路線について排雪の行われなかった路線ですが、全ての路線については押さえておりませんが、一例といたしましては市道浅草線、国道5号の産業会館のあるところから港に向かいまして道道までの間、この区間が雪山の成長が余り大きくならなかったものですから排雪を行いませんでした。

○千葉委員

観光客ですとかバスですとかそういう通行には影響がなかった、そういうふうに雪山も大きくならなかったということで排雪がされなかったということによろしいですね。

次に、苦情件数についてですが、昨年度3月9日現在では我が党でも件数をお伺いしていますけれども、昨年度は最終的に苦情件数は何件だったのかお伺いしたいと思います。総計とそのうちの除雪依頼件数と除雪後の苦情件数と排雪依頼件数についてお聞かせください。

○（建設）雪対策課長

平成27年度に市民の皆様から除雪に関して寄せられた市民の声でございますが、総計といたしましては1,960件、そのうち除雪依頼が488件、そのうち除雪後の苦情が339件、そのうち排雪依頼が430件でございます。

○千葉委員

この数字を聞いて非常に矛盾を感じるのですけれども、市長は昨年度の排雪について御答弁の中で、まずは丁寧な除雪を行い、道路脇の雪山が大きくなり除雪での対応が困難になった時点で必要な箇所の排雪を実施するという、従来のプロセスを徹底したもので排雪作業の考え方を変更したものであるのだということでお答えになっており

ます。

これは第 1 回定例会の中でも質問させていただきましたけれども、丁寧な除雪を行って昨年度はさらに穏やかな気象状況であったということではありますが、条件が似ている平成18年度ですとか19年度に比べて排雪の市民の声、苦情ですか、これが 2 倍近くになっているということについては本当に疑問なのです。市長から、それこそプロセスは変えていないと何度も代表質問で我が党の質問、また、ほかの会派の質問にもお答えいただいておりますけれども、市長みずから現場に行つてこの必要な箇所の排雪を実施するという、ここの必要な箇所の排雪を実施するという判断を市長自身が変えたのではないかというふうに思いますけれども、この見解について市長はいかがでしょうか。

○（建設）雪対策課長

昨年度の排雪に対する市民の要望が多かったという件でございますが、排雪をするための従来のプロセスは以前と変わっておりません。昨年度のことを考えますと、少雪ということもございまして、それまでの平成25年度、26年度などは雪が多かったために、一つの地域の一つの路線に入りますと順番に隣の路線、隣の路線というような排雪をせざるを得なかったのですが、昨年度に関しましては少雪ということもございまして、必要な路線に入りました。市民の皆様は、次は隣の路線に来るのかなというような25年度、26年度の排雪作業の流れを考えてそういうふうに期待された面があったかもしれませんが、必要な路線を必要なところでやっていったという形で、そういうような形があって、あれと思われたのかとも思われます。

○委員長

千葉委員、もう一点言っていましたよね。市長が結局見て……

○千葉委員

必要な判断をして。

○委員長

判断していたのかという。

○（建設）雪対策課長

済みません、答弁漏れまして。排雪路線の決定につきましては、除雪対策本部で決定しております。

○千葉委員

ただ、プロセスは、では変えていないけれども、対応が変わったということですか。

○（建設）雪対策課長

プロセスは変わってなくて、降雪状況、積雪状況が異なったために、平成25年度、26年度ですと雪が多かったものですから連続して隣の路線とやっていかなければいけなかったものが、昨年度に関しては必要な路線、隣の路線はその時点では排雪する必要がなかったという形で、そのような形で排雪作業が進んでいったということでございます。

○千葉委員

私自身も市内の排雪路線を全部見てはいませんけれども、もう入ってもいいのではないかなといったところも、多分入らなかつたというふう感じております。昨年度のこの排雪作業については先ほど伺った構成員の J V の方から、これについても意見があったと思われまますけれども、その内容についてお聞かせ願いたいと思います。

○（建設）雪対策課長

地域総合除雪業者の皆様から意見交換会で出された排雪に関する意見でございますが、「排雪の許可がもらえず、市民から切実な苦情が多数あった」「現状で車両通行が可能だから排雪を行わないという方針だと大雪時には回りきれない」「1 路線ごとに排雪の許可をもらっても採算性が合わず、作業が難しい」などの意見が出されました。

○千葉委員

今のそのような御意見を聞いても、この排雪に関しての判断、プロセスは変えていないので、その判断は今後も昨年度同様行っていくという考えでよろしいでしょうか。

○（建設）雪対策課長

排雪に関するプロセスは変わりません。ただ、排雪に関しましては地域総合除雪の J V と市との協議事項でございますので、市の排雪に関する考え方をしっかりと説明してまいりたいと思います。

○千葉委員

でも、結果的には市民からの苦情は非常に多かったと思っております、協議の上で判断したということでありませけれども、ステーションごとにはその地域に密着した除排雪を行ってきているのです。それが参加要件にもなっておりますし、そういう現場の声が最も重要視されるのではないかなと私自身は思っておりますけれども、その市側の判断と業者の判断が合わなかったのではないかなというふうに思いますが、その辺についてはいかがですか。

○（建設）雪対策課長

あくまでも協議の上で来た路線に関しまして市でも確認を行い、必要な路線、今は必要でないというような路線を限選しております。

○千葉委員

ということは、業者自体は納得して市の指示に従って排雪をしたという理解でよろしいですか。

○（建設）雪対策課長

協議事項でございますので、協議をしたということでございますが、これは反省点になりますが、市の排雪に対する考え方を十分に説明しきれなかった面もございますので、この点につきましては、今年度の除排雪に関しましては、きちんと説明してまいりたいと考えております。

○千葉委員

まず、今の件についてもしっかりと議論をして早急に要件についても出させていただきたいと思っております。

◎除雪費予算について

次に除雪費予算についてお伺いします。

一番聞きたかったのは、私、代表質問最後の項で除雪費予算についてお伺いしています。市長は、「私の考える除排雪予算につきましては、昨年度の取組を検証し」云々ということで、「限られた予算を効率的に執行し」とお答えいただいているのですけれども、私自身がお聞きしたかったのは、その限られた予算の具体的な数字に関しての考え方なのです。これは市長としてどのように考えているのか、お聞かせ願えればと思います。

○建設部安田副参事

今お話がありました限られた予算というお話でした。もう少し振り返らせていただきますと、「昨年度の取組を検証し、課題を整理し、解決していくことを繰り返しながら、限られた予算を効率的に執行し、きめ細やかな除排雪を実現することを基本的な考えとして」とつながっております。その部分での限られた予算の意味ですけれども、これから第 3 回定例会に提出する予算も含んでいる部分となりますので、具体的な数字ということにはなりませんけれども、これはこちらの部分も考慮いたしますと、市の業務としましては、基本的に予算内で対応することがございますので、そういう意味を含めまして限られた予算と表現している形となっております。具体的な数字につきましては、今、算出中でございますので、第 3 回定例会でまたお話をさせていただければと思います。

○千葉委員

では最後に、今そういうお話がありましたけれども、今まで予算組みというのは穏やかな気象状況のもとでの予算、11億数千万円だと思いますけれども、組み立てしてきました。今回はそれプラス市長の公約のもとでの予算を 2 億数千万円プラスして行ってきましたけれども、そのパッケージとして先ほど御答弁にあった、いろいろ課題を

整理し、解決していくことを繰り返しながら、それを一つの基本としてプラスマイナスしていくという、考えとしてはこのような理解でよろしいでしょうか。

○建設部安田副参事

今の御指摘の部分でございますけれども、課題を整理し、解決していくことを繰り返しながらという部分を十分踏まえて、第3回定例会についてはきちんとした数字でお示ししたいと思っております。

○委員長

公明党の質疑を終結いたします。

理事者の入退室がありますので、少々お待ちください。

共産党に移します。

○酒井（隆裕）委員

◎各学校の登校時刻について

まず、資料でも要求させていただきました各学校の登校時刻について、短いところでは10分というところが4校、中には施錠時刻と登校時刻がずれているところもあるのですが、小学校で2校、中学校で2校というところがあります。

昨日の御答弁の中では、地域の実情、またそれから学校の事情などもあって、それぞれ違いがあるというふうに御答弁されていましたが、常識で考えて10分というのは余りにも短過ぎるのではないかなと感じるのですけれども、御認識について伺います。

○（教育）学校教育支援室大山主幹

各学校では、朝読書ですとか授業時間、休み時間、下校時刻など子供たちの一日の日課表を作成しておりますが、特に朝の時間につきましては、不審者侵入など防犯上の問題ですとか、校内での事故、子供同士のトラブルなどの未然防止等に配慮しまして、保護者等の声も聞きながら検討を重ね、総合的に判断し、各学校が適切に設定した時間であるということで認識してございます。

○酒井（隆裕）委員

防犯とか言っていますが、他の自治体とかでも聞いてみたのですけれども、10分で解錠して登校までの時間というのは余りにも短過ぎると思うのですよ。一般的にそれはおかしいなとは思っているのですけれども、いかがでしょうか。

○（教育）学校教育支援室大山主幹

今回、各学校で調査したところ、特に短い学校で人数の多い学校もあるのですが、この10分の中で特に支障なく登校しているということで報告を受けております。

○酒井（隆裕）委員

支障なくと言っているのですけれども、保護者の方からは非常に大変だという声を私自身が聞いているのです。これをもって時間を短くすることで誰が一体得するのかということなのですから、学校側は得するのですよね。非常にこれはもう短いほうが楽なのです、一遍に入ってもらったほうが。しかし、保護者にとっては負担が物すごく大きいのです。だからこそ、やはりこうした登校時刻についてはしっかりやっていく必要があると思っっているわけでありまして。特に、この10分にしているところというのは何か問題があったところなのでしょうか。

○（教育）学校教育支援室大山主幹

10分の学校については、特に問題はないと認識しております。

○酒井（隆裕）委員

問題がないのであれば、そういった声もあることも踏まえて、教育委員会としてある程度、標準的な言ったら

おかしいけれども、そういったものはやはり考えていく必要も私はあるのではないかなと思います。例えばインフルエンザが発生したりした場合とかにできるだけ短い時間に学校に入ってもらいたいということから、期限を決めてそういった登校時間について制限するというのは聞いたことがあります。けれども、こんなふうに恒常的にやっているところを私は聞いたことがない。8時15分に解錠、錠があくのです。8時25分に錠が閉まるのですよ。物すごくこれはもう厳しいですよ。決まりがあるからということとやっていくというなら、これはやはり学校側がどうしてもこうやって管理するのだということになりかねないと思うのです。

昨日の我が党の高野委員からの質問に対して、総合的に判断すべき問題だというふうにしながらも、柔軟な対応をしていくというような趣旨の御答弁をされた。これについては私は安心はしているのです。今回の質問を機会に各学校の登校時刻のあり方について考えていくべきだと考えますけれども、いかがでしょうか。

○（教育）学校教育支援室大山主幹

このたび御質問いただいたことを機会に各学校の登校時間について、今後、保護者からの声や近隣校の状況等も加味しながら、よりよい児童・生徒の登校時間のあり方について校長会と協議してまいりたいと考えております。

○酒井（隆裕）委員

◎学校のトイレの修繕について

次に、学校のトイレの修繕について伺います。計画的に修繕していくことを示されていて、そういうところについては評価をしたいと思うわけであります。

ただ、現在ある小・中学校のトイレの中で、改修が必要なトイレがどれだけあって、昨年度はどれだけ改修したのか、今年度はどういう予定であるのかとか、大ざっぱで構わないので進捗を示していただきたいと思います。

○（教育）施設管理課長

改修が必要なトイレの数ですけれども、総体で544台、昨年度の改修の台数は28台となっております。

今年度につきましては、北陵中学校を、今、予定しておりまして、統合に向けての整備となりますので、北山中学校、末広中学校が閉校となる関係上、整備台数が489台ありまして、そのうち21台が整備されるという形になります。

整備の割合ですけれども、洋式は小学校が43.1%、中学校が40.2%ということで昨年度のデータをお示しておりますけれども、ことしにつきましては小学校はそのまま43.1%で中学校が49%になる見込みで、8%ほどのアップになるという形になります。

○酒井（隆裕）委員

この洋式便座については、しっかりこういうふうにしていくことについてはすごく理解はできるのです。ただ、実際問題として544台のうち28台しかできないと。もちろん財政的なものもあるし、それから今回についても489台について21台になっているということで、改修にやはり時間がかかるのはどうしようもない事実だというふうに思うのですね。やはりずっと改修に時間がかかるということであれば、簡易洋式便座ですとか、そういったものを全面的な改修に至るまでの間使用するのか、そういったことについても検討を進めていくべきではないかなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○（教育）施設管理課長

簡易洋式便器の設置についてでございますけれども、現時点では学校からの要望はございません。学校へ再度要望を確認しまして判断してまいりたいと思っております。

○酒井（隆裕）委員

ぜひ、学校からの意見も酌み取っていただいて御判断をしていただきたいなと思います。

◎中央・山手地区中学校再編グラウンドについて

次に、中央・山手地区中学校再編グラウンドについて、市長に質問いたします。

市長は、我が党の代表質問に対して、教育委員会のことについていろいろ問題はあるというふうな認識をされながらも、協力してまいりたいというような御答弁をされているわけであります。しかしながら、このグラウンドについては私も指摘させていただいたとおり、今の場所でやるという形になれば文部科学省令違反になる、整備指針にも反することになりかねない、それから、もう一つの例として教育委員会が示された学校の中でグラウンド的なものをつくるという形になると、大きなお金がかかることにつながりかねないと思うのです。やはり、市長としてもそういった協力をしてまいりたいという形になってしまうと、教育委員会の言うことに対しては全て従うというふうにも聞こえてしまうので、そういうことではないというふうに確認させていただきたいのですけれども、いかがでしょうか。

○市長

中央・山手地区中学校統廃合の件での御指摘かと思えます。やはり現在行われている適正配置の取り組みというのは、このまちに住んでいる子供たちの教育環境をよりよくしていくことが本来の目的だというふうに私自身は認識しているところでございます。その中で皆様からの御指摘であったり、または市民の皆様のお心配であったり、そのような声は教育委員会にも届いていて、その課題における認識はもう理解をされていると思っております。その中で私は、よりよい環境になっていく流れの中で、市としては、その推移をしっかりと見守りながら教育委員会がそのように進められていることに対して連携をしていくことは行政としての責任だろうというふうに感じているので、そのように答弁をさせていただいているところでございます。

○酒井（隆裕）委員

であれば、やはり問題点があれば、市長としてもしっかりと物を申していくということによろしいでしょうか。

○市長

もちろん教育における責務も、今、行政にも求められているところでございます。ですので、教育委員会で取り組まれていることに対して、行政としてもしっかりと協議をしながら進めていけたらというふうに思っているところではございます。

○酒井（隆裕）委員

この続きは学校適正適配等調査特別委員会でやりますので、そのときに改めて教育委員会に伺いたいと思います。

◎議案第 6 号ふるさと応援基金条例案について

ふるさと応援基金関連議案第 6 号について伺います。

本市の基金の種類について、現行どれだけの種類の基金があるのかお示してください。

○（財政）契約管財課長

本市における基金の種類ですけれども、小樽市財政調整基金、減債基金、山林基金、教育山林基金、市営住宅整備基金、市営住宅敷金基金、介護給付費準備基金、国民健康保険事業運営基金、小樽ファンが支えるふるさとまちづくり資金基金、あと、そのほか小樽市資金基金条例で定められております小樽市教育振興資金基金など33の基金があり、合計42種類設置されております。

○酒井（隆裕）委員

資金基金条例をざっと見ただけでも、かなり目的が同一、もしくは非常に類似したものが私は多いなというふうに感じるのですよ。今回新たに基金条例を設定するという考えをお持ちだということなのです、このような類似した基金を整理するというのが私は先だったのではないかなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○（財政）契約管財課長

資金基金の数だけ見れば、酒井隆裕委員がおっしゃるとおり私も多いと思います。これらの資金基金を整理できてシンプルになれば市民の方もわかりやすく、また、管理の面でも事務処理の軽減につながるだろうと思いますけれども、現在この33もの資金基金となっているのは、この資金基金条例が昭和39年の制度ということで古くからの

歴史がありまして、また、過去からの寄附者の思いやそれぞれの資金基金においてそれぞれの目的により積み立てられてきた資金であります。例えば教育関係で整理するとした場合、竹田清治氏や沖津氏の名前がついた基金を一緒ににはできないだろうし、あるいは教育振興資金基金と毎年同じ方から奨学資金基金と、そういう特別な思いを持って寄附をいただいている、そんなような形で運用している基金、それらを一緒にできるのかと、そんなようなことでなかなか簡単には整理できないということが現状であります。

○酒井（隆裕）委員

なかなか整理できないというのは理解できるのです。名前がついているものについては大事にしていかなければならないと私も思います。ただ、今回の基金については、非常に似たような名前のもが既にあるわけでありまして。そもそもこの基金、何のために新たな基金を設置するのかというのが私はどうしても解せないのですけれども、その点について御説明を願えればと思います。

○（財政）契約管財課長

ふるさと応援基金、今回こういう名前にしました。その設置についてですけれども、既に4月からホームページなどで御案内しているとおり、本市に1万円以上のふるさと納税をいただいた個人の方に対しまして、お礼の品を贈呈しているところであります。

その寄附金の使い道として、既存の資金基金などの目的が規定されている基金、そのほかに市長が別に定める使い道に寄せられた基金を、その時々課題に即した事業など、市が幅広い目的に活用できるものとして新たに小樽市ふるさと応援基金を設置するものであります。

○酒井（隆裕）委員

寄附金、新たな基金ということで出されていますけれども、今回、総合戦略に基づいてということで、これまでの小樽ファンが支えるふるさとまちづくり資金基金以来の新たな目的というのが示されたと思いますけれども、御説明を願いたいと思います。

○（総務）企画政策室佐藤（慶樹）主幹

これまで寄附のお申し出をいただいた方、主には小樽ファンが支えるふるさとまちづくり資金基金への寄附という形になるかと思うのですけれども、その目的が小樽の歴史的な産業等を生かしたまちづくり、これに対する寄附という位置づけとなっております。ですから、寄附をいただいていた方から、これ以外の分野に寄附することはできないのだろうかというリクエストをいただいている部分がまず1点ございます。それと、今回、小樽市の総合戦略が目指すべき姿を実現するためということで総合戦略の施策パッケージ、これを使い道の選択肢として軸に加えて、寄附された方に幅広く寄附の使い道を選べるような形で選択肢を拡充させていただいたものでございます。

○酒井（隆裕）委員

どうも私ははっきり理解を得ていないのですけれども、そもそも今回資料でも要求させていただきました要綱です。これ制定4月1日ということで4月に要綱が施行されたわけでありまして。それで後追いで、このものについてお金をどうするかと決めていくというのは、私はどうも順番としては逆ではないかなと思うのです。まずはこういった条例をしっかりと決めて、その上で要綱をやっていくのが本来の筋ではないかなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○（総務）企画政策室佐藤（慶樹）主幹

今回のこの4月に作成した要綱ですけれども、本年4月以降、先ほど契約管財課長からもお話がありましたとおり、ふるさと納税の返礼品ですとか、それからクレジットカード等々の納付方法、こういった主には事務の取扱いについて定めたものとなっております。こちらをまず受付という部分で先行させていただいて、基金の積立てとは一つ区切って、要綱として先行して定めさせていただいたものでございます。

○酒井（隆裕）委員

そうしたら、中身について聞いていきたいのですが、この小樽市ふるさと納税事務取扱要綱制定の決裁者は一体誰でしょうか。

○（総務）企画政策室佐藤（慶樹）主幹

決裁者は市長までとなっております。

○酒井（隆裕）委員

このような要綱の制定や改廃、そして一部改正の決裁者は一体誰なのでしょう。

○（総務）企画政策室佐藤（慶樹）主幹

小樽市事務専決規程では、軽易な要綱の制定又は改廃、こちらにつきましては部長が専決者となっております。同規程の第 5 条第 3 号で重要又は異例と認められる場合は、市長又は専決者の上司が決裁するものとなっております。今回は重要ということで、市長までの決裁をいただいたところでございます。

○酒井（隆裕）委員

確認したいのですが、要綱の制定、そして改廃、一部改正に議決は必要ないというふうに確認してよろしいでしょうか。

○（総務）企画政策室佐藤（慶樹）主幹

おっしゃるとおり、要綱の制定、改廃については、議会の議決は不要であるというふうに考えてございます。

○酒井（隆裕）委員

すなわち、今回、条例を定めてしまえば議会でチェックするのは予算で出てくるときにしか私はできなくなるのではないかなというふうに思うのです。何が問題なのかというと、他都市ではその目的のため処分できるというふうにされているわけでありまして。しかし、今回はその要綱さえ決まれば、その部分で変えられるということで、私はやはり問題あるのではないかなと思います。

次の質問に入りますけれども、条例案について伺います。

「寄附者の思いを実現するため」と書かれているわけなのですが、使い道は指定しない寄附者の意向をどのように捉えるのかお伺いいたします。

○（財政）契約管財課長

条例案の第 6 条の処分というところの規定中に、委員おっしゃる「寄附者の思いを実現するため」とあります。これは、寄附者が寄附する際に市が示している使い道の選択肢の中から選択された使い道のとおりに、その寄附者の意向を反映するという意味であります。その選択肢の中の一つの「使い道は指定しない」を選んだ場合には、小樽市を応援したいが、その使い道は小樽市に任せる、広くさまざまな事業に使ってほしい、そういうようなこととして寄附者の意向を捉えたいと思います。

○酒井（隆裕）委員

新しくふえたもので言えば、この「訪れる人を魅了し」うんたらかんたらのところで、あずましい暮らしプロジェクトのため、樽っ子プライド育成プロジェクトのため、にぎわい再生プロジェクト、あんしん絆再生プロジェクト、選ぶ人は余りないと思うのです。なかなかわからないのですよ。そのために使いますなんてつける人は、どれだけいらっしゃるのかな。今のところ、今回新しい寄附のやつでもう既にふるさと応援基金ということで出されていますけれども、こうした総合戦略に基づいて寄附された方はどれだけいらっしゃるのでしょうか。わかる範囲でお答え願いたいと思います。

○（財政）契約管財課長

今回の補正の部分で、補正で今回の応援基金につきましては、1,673万5,000円、それであずましい暮らしプロジェクトにつきましては2件、金額は2万円。樽っ子プライド育成プロジェクトは0件、にぎわい再生プロジェクトは

2 件 2 万円、あんしん絆再生プロジェクトは 2 件 1,600 万円、使い道は指定しない（市におまかせ）、件数ではこれが 7 割弱ですが 12 件、それで 69 万 5,000 円となっております。

○酒井（隆裕）委員

他都市でこれに類似した条例はあるのですけれども、必ず目的のため処分できるというのが入っているんですね。当市の基金条例の中で市長が別に定める事業というだけで、こうした処分ができるというものがあるのでしょうか。私が調べた限りでは、他都市の類似条例で市長が別に定める事業というだけで処分できるというのは見つからなかったわけでありまして。他都市の条例について調査されているのかお伺いいたします。

○（財政）契約管財課長

この条例案第 6 条では、市長が別に定める事業というだけで処分できるというのではなく、寄附者の思いを実現するためと目的を規定しており、条例のつくりとしてはこれでよいと思いますし、本市としては本市においては寄附者が寄附しやすいようにするため使い道を特定の事業とせず、そして先ほども説明いたしました、寄附金を幅広い目的に活用できるものとして、この基金を設置するものであります。

条例案を作成するに当たりまして、本市の幾つかの既存の基金条例を参考にしたりですとか、また道内、道外でいろいろ探しましていろいろと参考にしまして、何回も修正や見直しを繰り返しまして、このたびの条例案を策定したところであります。

委員がおっしゃるような条例のつくりとしては、道内では根室市があります。根室市の処分の条項は、第 1 条に目的が書いてあるのですけれども、第 1 条に掲げる目的のため、市長が別に定める事業に要する費用に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる」と規定されています。

また、平成 27 年度ふるさと納税額第 1 位とか、いろいろあります。宮崎県都城市の都城市ふるさと応援基金条例というのがありますけれども、それでの処分の規定では、「基金は、ふるさと応援事業の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。」ということで、目的ではないのですね。そういう市もあります。町村レベルまでになりますと、実際調べておりません。さまざまな規定の仕方があるのではないかと考えております。

○酒井（隆裕）委員

私は、やはりこの基金を処分するに当たっては、その目的のために処分するのが当たり前のことではないかなと思うのです。私は、意図的にそれをつけなかったのではないかなと思うのですよ。条例を見る限りでは、「市長が別に定める事業」、こういうふうに書かれている。目的に縛られることもなくて、このことに対する変更になっても議決も必要ないと、今のこの使い道は指定しないということで、非常に使い勝手がいいと。市長にとっては、まことに使い勝手がいい新しいお財布を手に入れることになるのではないかなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○（財政）契約管財課長

あくまでも今回の条例案は、寄附の受皿としての基金を設けるものであります。しかし、この小樽を応援するというので寄せられた寄附金の使い道につきましては、今後、新年度予算あるいは補正予算における財源として寄附者の意向を踏まえた事業に充てられているか、そういうのを予算案を通じて議会で審議していただくこととなりますので、御理解いただきますよう、よろしくどうぞお願いいたします。

○酒井（隆裕）委員

余り納得はできません。寄附者の意向に合ったと言いながら、使い道は指定しない、市にお任せといったら意向もわからないではないですか。こういった中で、議会の中で議決しなさいと、この財源にしなさいと言われても、なかなか難しいものがあるのではないかなと思います。いろいろと指摘したいことは幾つもありますけれども、次に移ります。

◎個人番号カード交付事業について

個人番号カード交付事業費補助金についてであります。

J-L I S、地方公共団体情報システム機構について伺います。この機構についてはマイナンバー制度運営の核心を担っている機構だというふうに言われておりますけれども、運用前からトラブルがあるなど私は安全性について疑問を持っております。小樽市として J-L I S は安全だとお考えでしょうか。

○（生活環境）戸籍住民課長

ただいま J-L I S の安全性についてのお尋ねでございますが、カード発行に際する J-L I S のシステムダウン、これにつきましては報道等で皆さん御承知のことと思います。それらにつきましては既に対策がとられておりまして、現在はカード、これについては順調に進められているというようなところでございます。

また、セキュリティ面でございますが、J-L I S のサーバと市のサーバをつなぐ回線につきましては、インターネットなどの外部のネットワークから切り離された独立したネットワークとしておりますので、不正なアクセス等ができない仕組みがとられている、そういったことから安全性につきましては確保されているのではないかと考えております。

○酒井（隆裕）委員

ことし 1 月から既に運用を開始されていますけれども、J-L I S の欠陥のサーバのためにシステムダウンが起こって、一部の自治体ではカードの発行も滞ったというふう聞いております。こういったシステム障害が起こったことを知っているでしょうか。

○（生活環境）戸籍住民課長

本市のカード交付に影響がございましたので、このシステム障害につきましては承知してございます。

○酒井（隆裕）委員

こうしたことについて J-L I S に確認いたしましたか。それとも、確認はしていないのでしょうか。

○（生活環境）戸籍住民課長

本年 1 月から 3 月にかけてのカードが交付できない状況、こういった状況となった日がありまして、その際にはまず J-L I S のコールセンターを通じてシステムトラブルの有無について確認をいたしました。

○酒井（隆裕）委員

原因についてもお伺いします。

○（生活環境）戸籍住民課長

システム障害の原因につきましては、本年 4 月 27 日付の J-L I S からの通知で、専門的な事象の説明が示されてございます。その主な原因を簡単に説明いたしますと、まず J-L I S のカードの管理システムのサーバそのものにふぐあいがあったということと、全国からカード交付に係る大量のデータが一気に送られたためにその負荷に耐えられなくなったこと、そういったことが原因であると聞いております。

○酒井（隆裕）委員

鳴り物入りで始めたこうしたものが、そういったサーバダウンで落ちてしまうという、非常に私はダサいと思うのです。そのことは別として、こういったシステム障害が起こった場合には一体どこに照会をかけるのでしょうか。

○（生活環境）戸籍住民課長

先ほどもお答えさせていただきましたが、まずは J-L I S に確認することとなります。あわせて今回の事象では、他都市や北海道に問い合わせを行いまして、そういった確認をしたところ、同様に通信障害があったということが確認されております。

○酒井（隆裕）委員

先ほど課長が小樽市においても影響があったというふうに答弁されていましたが、そういったカードの発行が滞った例、これについて示してください。

○（生活環境）戸籍住民課長

J-L I S のシステム障害による直接本市にかかわる影響といたしましては、当日にカードが交付できなかった事例は 2 月が 7 回で 64 件、3 月は 2 回で 6 件となっております。それに該当した市民の皆さんには、本人受取の限定郵便としてカードをお送りしてございます。

○酒井（隆裕）委員

明らかに J-L I S 側の問題で、この小樽市にも影響があるわけであります。

それでは、小樽市のカード交付の発行状況について詳しく説明していただければと思います。

○（生活環境）戸籍住民課長

カードの発行状況でございますが、6 月 24 日現在の申請カード状況について申し上げます。まず、申請数につきましては 9,329 人でございます。交付数は 7,709 人、交付率につきましては 87.4% となっております。

○酒井（隆裕）委員

他都市に比べても非常に発行率が高い、発行されているのが多いというふうに言われているのですが、捉えていれば結構なのですが、こういった年代から発行が多いのかというのを答えられればお願いします。

○（生活環境）戸籍住民課長

カードの申請者につきましては、年代別交付状況についての集計はしてございませんので、正確な人数の把握はできておりません。実際受け取りに来た方、そういった方々を見ますと大体 6 割以上は高齢者の方ではないかと思われまます。

○酒井（隆裕）委員

ここで心配するのが、例えば市の窓口の中で給付金とか、それから、ふれあいパスとかいろいろなものありますけれども、そういったところでマイナンバーがあたかも必要なような対応はされていないかどうかというのを確認したいと思うのですが、よろしくをお願いします。

○（生活環境）戸籍住民課長

マイナンバーカードにつきましては、個人の任意による申請により交付されるものでございますので、市の窓口におきましてカードの発行が必要であるという、そういったお話をしている事実はございません。

○酒井（隆裕）委員

つまり、そういった給付金とか、ふれあいパスの窓口では、そういったマイナンバーの取得を促すようなことはないというふうに確認してよろしいのですか。

○（生活環境）戸籍住民課長

その点につきましては各課に確認いたしまして、そういった状況はないと確認しております。

○酒井（隆裕）委員

それでは、本市においてマイナンバー制度に関連して、カードの発行にこれまでにかけた費用の総額と国庫負担分、それから市の持ち出し分をお答えください。

○（生活環境）戸籍住民課長

カード交付に関する費用でございますが、まず平成 27 年度、J-L I S への交付金でございますが、これにつきましては 3,543 万 8,000 円となっております。あと事務費でございますが、これにつきましては 598 万 3,442 円、それとあと職員の時間外勤務手当でございますが、これが 23 万 7,816 円となっております。トータルで 4,165 万 9,258 円となっております。J-L I S への交付金につきましては、全額国の補助金が充当されることになっておりますので、一般財源についてはございません。事務費につきましては 388 万 9,000 円が補助金で充当されまして、一般財源については 233 万 2,258 円となっております。

次に、28 年度でございますが、まず J-L I S への交付金、当初予算でございますが、これにつきましては 1,142

万6,000円でございます。第2回定例会の補正予算で上げております金額につきましては、2,967万円となっております。J-LISへの交付金のトータルが4,109万6,000円を予定してございます。このJ-LISへの交付金につきましては、27年度と同様に国から全額補助金が交付される予定となっております。

なお、事務費につきましては、国からの補助金がまだ示されていない状況でございますので、財源につきましては確定してございませんが、予算といたしましては211万5,000円を予定してございます。

○酒井（隆裕）委員

いろいろ申し上げていただきましたけれども、結局、国の事業であるのですから関連する費用は国で負担するとされている、当然のことだと思っております。このJ-LISなのですけれども、そもそも国策でつくられた組織でありまして、全額国が負担するのであれば国が直接J-LISに支払えばいいのではないかとというふうに単純に思うのですよ。小樽市としてどのように考えますか。

○（生活環境）戸籍住民課長

ただいまのお尋ねでございますが、まず、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、この法律の第17条の規定によりますと、カードの発行者につきましては市町村長となっております。また、カードの作成につきましては、省令によりましてその事務を委任することができることとされております。その費用につきましては、これもまた省令による規定になっておりますが、個人番号カード関連事務に関する費用に相当する金額をJ-LISに対して交付金として交付するものとしております。こういったことから市町村が国から補助金を受け、J-LISにお支払いするということになっております。

○酒井（隆裕）委員

こうしたいろいろな問題もあって利用者にも迷惑をかけているというようなものもある。こういった問題の多いマイナンバー制度の利用については直ちに中止して、私は小樽市として廃止を求めるべきだというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○（総務）津田主幹

マイナンバー制度につきましては、先ほども答弁にありましたけれども、番号法におきまして法定受託事務などとして市が実施すべき事務というのが定められております。ですから、市といたしましては、法の定めに基づいて制度を運用していく必要があるというふうに考えております。

○酒井（隆裕）委員

◎市役所の駐車場について

それでは最後の、市役所駐車場の混雑についてお伺いします。

まず、きょうも資料要求をさせていただいたのですけれども、市役所の駐車場はそもそも何台とめられることになっているのでしょうか。

○（総務）総務課長

市役所の駐車場の駐車台数ですけれども、身体障害者用3台を含めて134台とめられることになっております。

○酒井（隆裕）委員

現状を見ますと、かつて市民がとめられた、そういった市民用であったところに公用車が今とまっていて、駐車可能台数が減少していると思うのです。現在の市民用の駐車可能台数は何台分なのでしょうか。

○（総務）総務課長

今、構内に10台の公用車をとめておりますので、差引き124台、市民用として使っていただいております。

○酒井（隆裕）委員

雪の季節、積雪期になると利用できる台数はさらに減るわけです。昨シーズンも一時的に堆積しているとしながらも、約10台分は丸々長期間にわたって使えなかったわけですね。それ以外にも雪がたまっていて使えなかったと

ころも確かあったのですけれども、少なくとも10台分は常にもう埋まっていた。状況によってはその20台分の10台分のところも範囲にやっている状況もあったわけです。こういった状況はこれからも続くということになってしまうのでしょうか。

○（総務）総務課長

委員のおっしゃる20台ぐらい潰されるのではないかとということでございますけれども、私どもとしましては、雪が降りましたら、その雪を1か所に固めておいて、たまったら排雪をするということになります。そうしますと、多いときには20台ほどの駐車スペースが失われてしまうということになりますけれども、今シーズンにつきましても当然駐車スペースを確保するということになりまして、排雪を小まめにやっていくということになりますので、そうするとコストがかかるお話でございますから、今のところは今シーズンもそのような体制でいかざるを得ないのかということでは考えております。

○酒井（隆裕）委員

少なくとも大幅に使えないという状況になって、それで声が上がっても排雪しないというのはやはり大きな問題だと思うのですね。今シーズンからしっかりそういったことも、費用対効果も含めて検討していただきたいというふうに思うのです。

次の質問ですけれども、利用者からこの市役所駐車場の混雑について、苦情や意見などの声があるのでしょうか。

○（総務）総務課長

総合案内にいらっしゃったお客様から、非常に混んでいるねと、とめるところがないねというお話はございます。また、各窓口においてもそのようなお話があるということは聞いておりますけれども、直接総務課に寄せられている苦情はない状況であります。

○酒井（隆裕）委員

総務課が担当だということを知っている市民なんてほとんどいないのですよ。やはり窓口で言わざるを得ないのです。とめるところがなくて本当に困ったとあって、これは本当に利用者の皆さんの声ですよ。

そこで伺いたいのですが、市役所の利用者に対して必要な台数は一体何台分だと総務課では押さえているのでしょうか。

○（総務）総務課長

市役所の駐車場は市役所を利用する方以外も駐車している状況にあります。窓口も複数ございますし、来庁者全員が自家用車を利用するというわけではないので、私どもとしては想定は少し難しいのかということで考えております。

○酒井（隆裕）委員

いや、こんなのすぐ出てくる話だと思うのですよ。他都市でも新市役所をつくる場合に、来庁者から現在の駐車台数とかいろいろなものを算出してやっていくわけなのです。ぜひ、こういった必要な台数は何台だということを算出していただきたいと思うのですけれども、今後、検討していくという考えはありますか。

○（総務）総務課長

委員のおっしゃるとおりコンサルの的にやっていると計算はできるのかもしれませんが、どのような方法があるのか研究をしていきたいと思っております。

○酒井（隆裕）委員

それでは、総務課に聞きます。市役所の利用者に対して十分確保されているというふうにお考えでしょうか。

○（総務）総務課長

冬季ではない平日で申しますと、特に庁内で大きな会議がなければほぼ充足している感はございます。しかしながら、市役所の駐車場には周辺公共施設の利用者も駐車しているという現状がございます。今年度特に、小樽公園

第 2 駐車場は山手地区統合小学校の建設によって使えない状況になっておりますので、イベントが周辺公共施設であると、かなり混雑している状況が昨年よりも多く見られるのかということでは感じております。

この状況下において、市役所を含めて公共施設が集積するこの一帯では十分ではないのかなということでは考えております。

○酒井（隆裕）委員

同様の質問を選挙管理委員会にしたいと思うのですが、現在、期日前投票所として市役所が会場となっておりますけれども、十分とお考えでしょうか。

○（総務）総務課長

今日、選挙管理委員会が業務の都合によりまして欠席しておりますので、私から答弁をさせていただきます。

期日前投票の実施によりまして通常よりも来庁される方が多いですので、混雑している状況にあるかとは思っています。特に先週の土曜日、日曜日には周辺の公共施設で大きな大会があったということで、朝から市役所の駐車場がもういっぱいになって、ずっと夕方まで車が固定されて出なかったということがございました。そのために期日前投票で来庁される方がとめられなくて、ずっと列になっていて、選挙管理委員会でも対応に追われたということでは聞いておりました。このことから、十分なスペースがあるかということ、そうではないということになります。

ただ、私ども選挙管理委員会と話をしておりますのが、やはりせっかく投票にいらっしゃる方のスペースは、平日であれば問題ないかと思うのですけれども、土日にいらして投票できないということは困りますので、何とかスペースについては囲って確保したいと考えております。

○酒井（隆裕）委員

ぜひ、そういったことも選挙管理委員会ともよく相談していただいて対策を練っていただきたいなと思います。

次に、駐車場の安全対策について伺います。

市役所駐車場で物損事故が発生しているというふうに聞きます。状況を把握しているのでしょうか。

○（総務）総務課長

例えば本庁舎に車がぶつかったということでありましたら、こちらに情報が寄せられる場合がございます。ただ、いわゆる当て逃げということになりますとそのまま確認できない状況でありますので、この点については把握しておりません。

また、車と車の事故についてでありますけれども、当事者同士の問題になりますので、基本的には私どもが介入することはございませんけれども、当事者から連絡があって例えば車を呼び出してほしいですとか、そういったこととなりますと私どもも把握する機会となります。

いずれの場合も連絡がないと把握できない状況になっておりまして、実際に公用車の物損も含めて昨年度は特に私どもは把握しておりませんし、今年度については 3 件ほどというふうに聞いております。

○酒井（隆裕）委員

公用車だけでも 3 件発生している、それ以外にも自家用車同士の事故もたくさん発生しているというふうに私も聞いているのです。やはり狭隘なことと加えて駐車場が不足していること、これが一番の事故発生の原因ではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○（総務）総務課長

統計的なものがないので比較ができず、直接的な原因が狭さですとかその事故の原因かどうかはわかりませんが、確かに委員おっしゃるとおり、一つの理由にはなっているかもしれません。それよりも私どもが考えていますのは、建物とそれから駐車場の位置関係、レイアウトですね、そういったもののほうが実は問題なのかというふうには考えております。

○酒井（隆裕）委員

やはり人身事故が起こってからでは遅いと思うのです。安全対策は十分とられる必要があると思うのですけれども、そういった対策はとられているのでしょうか。

○（総務）総務課長

委員のおっしゃるとおり人身事故の可能性はないとは言えない状況であります。ただ、こういったレイアウトでするので抜本的な解決は難しいと思うのですが、それで例えば一方通行にするという考え方もあるかもしれませんが、何分本庁舎の本館と別館の間の渡り廊下は非常に低いところにありますので、背の高い車ですと通過できないですとか、そういった問題がございます。また、人の歩くところの確保ということもございますけれども、レイアウト的な制限が非常にありますので、私どもも何ができるか、これは研究していかなければならないと考えております。

○酒井（隆裕）委員

それでは、ありとあらゆる手段をとっていただきたいと思うのですけれども、日赤会館裏にあった公用車駐車場、これ破損してしまったという実態がありましたけれども、これは今どうなっているのでしょうか。

○（総務）総務課長

前に公用車をとめていた日赤裏のところなのですけれども、これは平成25年に積雪によりまして車庫が損壊してしまい、これはもう解体し、現在は更地になってございます。一部近隣の方に貸し付けているということがございますけれども、現在、特に使用はしておりません。

○酒井（隆裕）委員

公用車駐車場をもとの場所につくるという見込みはあるのでしょうか。

○（総務）総務課長

車庫があった当時から実は冬場の管理の問題が指摘されておりまして、特に広い道路、日赤から公園通、公園通というのは市役所と市立小樽図書館の間の通りですけれども、そこに出るまで車が相当ぬかるんで、当時私も資産税課におりましたので何回もヘルプに行ったという経験がございます。ですから、そういった問題、それから倒壊した車庫を解体して更地にはなっておりますけれども、新しい車庫を建てるとなると当然コストがかかります。市役所構外で公用車の管理となりますと、やはり車庫がないとその管理上支障があるということで私どもは考えております。ですから、そういったコストもありますので、現状では非常に難しいということで考えています。

○酒井（隆裕）委員

やはり公用車の駐車場は、しっかり確保されなければならないものだと思います。現状でふぐあいはないのでしょうか。

○（総務）総務課長

公用車は業務に使用する車でございますので、効率性を考えればできるだけ近いところにあるべきだということで、市役所に現在とめているわけですから、ふぐあい、支障は特にございません。ただ、その分、先ほど委員のおっしゃるとおりその10台分、市民のとめるところが食われているのではないかとということがございますので、そういった意味では市民に対しての影響はあるものと考えております。

○酒井（隆裕）委員

やはり混雑の一因となっているのは、かつて市民用だった駐車場が公用車専用になっているという、そういった事実があるというふうに思うのです。公共施設等総合管理計画については今年度の策定予定でありますけれども、我が党の高野議員の代表質問に対して計画との整合性を図りながら必要な検討をしていくと答弁されていると。やはりこれでは時間がかかり過ぎると思うのです。計画を待たなくても、できることからやはり対策をしていくべきだというふうに考えますが、いかがでしょうか。

○(総務) 総務課長

委員が御指摘のとおり、さまざまな課題があることは私どもも認識しているところです。土地の広さが十分でない、それからレイアウトが非常に厳しいということがございまして、抜本的にはもう建てかえできれいにやっていくという以外に解決方法はないのかというふうに思っておりますけれども、ただ、公用車を10台分仮にどこかに移動させたとしても、10台でいいのかと。10台でいいのかというのは、その10台がどこかに行って市民の方が10台とめられたとしても、基本的にはもう狭いところでありますので、まだフローしている状態はきっと変わらないのかというふうに思います。ただ、そういったことはありますが、何とか何ができるかどうかはこれからのこととなりますけれども、改めて考えてみたいということで考えております。

○委員長

共産党の質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2 時49分

再開 午後 3 時08分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

民主党に移します。

○中村(誠吾) 委員

それでは、3項目についてお聞きいたします。

◎手宮保育所の耐震化について

まず1つ目に、手宮保育所の耐震化に関連して何点かお聞きいたします。

小樽市では、小・中学校の耐震化工事を逐次進めているわけでありますが、それでは小樽市立保育所の状況はどうなっていますか、お聞かせください。

○(福祉) 子育て支援課長

市立保育所の状況ですけれども、昭和56年の建築基準法の改正後に建てかえた施設は赤岩保育所が平成14年3月完成、奥沢保育所が平成26年3月完成、銭函保育所が平成27年3月に完成しております。最上保育所は市営住宅の1階にございますけれども、平成14年12月に耐震補強を実施済みでございますので、市立保育所5か所中、耐震化が済んでいないのは手宮保育所1か所となっております。

○中村(誠吾) 委員

今ありましたとおり、最上保育所は市営住宅の1階のため、市営住宅ということで耐震は終えているとのことであります。残るのは手宮保育所ですが、手宮保育所については耐震化をいつ行う予定なのですか。

○(福祉) 子育て支援課長

手宮保育所の耐震化の予定ですが、この施設は昭和51年3月に完成しており、築40年を経過しております。耐震診断の実施が必要と認識しておりますけれども、平成28年度の予算に盛り込むことができませんでしたので、その後の耐震化工事のめどは立っていないものでございます。

○中村(誠吾) 委員

端的にお聞きしますが、手宮保育所の耐震化の調査もやっていない、調査についてどのぐらいの費用がかかると考えたのですか。

○（福祉）子育て支援課長

昨年、建設部に耐震診断費用の見積りを算出していただきましたけれども、200万円ほどの費用を要するとのことでした。

○中村（誠吾）委員

今回の平成28年度の当初予算でも見受けられなかったわけです。福祉部は予算化しなかったのですか。

○（福祉）子育て支援課長

手宮保育所の耐震診断費用につきましては、福祉部といたしまして平成28年度の予算要求をいたしましたけれども、予算編成過程で議論がございまして、結果として予算化できなかったものでございます。

○中村（誠吾）委員

結果としてできなかったわけです。それで今、福祉部では予算要求したとの答えでありました。市としては予算づけに関してどういう考えであったのか、これは財政部になると思うのですが、お聞かせください。

○（財政）財政課長

保育所においては特に一日の大半を過ごされる子供の安心・安全、そういった確保を図ること等々にしましても重要なことと認識しております。手宮保育所の場合は築40年を経過していることから、整備の方向と申しますか、新築工事を行うのか、耐震補強工事でそのまま使うのか、いつ工事を行うのかなどといった整備の方向性と申しますか、計画を立てていただき、その上で必要な調査等を行うことになるのではないかと考えております。

○中村（誠吾）委員

市役所の機構ですので、予算要求のあった原部から財政をそのように受け取って現実としてどう対応していくのか福祉部にその方向性等をやはりお聞きしていくというのはわかるのです。しかし、結局、平成28年度では予算化しなかったということです。今後どうしていくのかということなのであります。それは確かに市の施設は、保育所や、そして高齢者や障害者の皆さんなどがお使いになる施設までいろいろあるとは思いますが、手宮保育所には誰がいるかと思っているのですか。ここには幼子、幼児なのです。そして朝からお勉強したり遊んだり、御飯を食べて保育士の手が過ぎて午睡をして、父親、母親、保護者を待つのですよ、一日いて。要するに自力で避難できない最弱な市民がいるのですよ。このような子供たちを預かっている施設の安全を確保するのは当たり前なことではないですか。計画その他市役所の勝手な計画の話ではなくて、ですから、優先度をつけて行うべきものと考えています。これについてどう考えますか、市長。

○（福祉）子育て支援課長

市全体の中で優先度を上げるべきとの御指摘でございますけれども、築40年経過している施設でございますので、耐震性の問題のほか施設の老朽化も否めない現実でございます。この2点をあわせて検討する必要があると認識してございます。

○中村（誠吾）委員

市長からもこのことについて、市長は、いつも安心・安全、市民の幸せのためにという責務を担うとおっしゃっていただいているわけです。その1丁目1番地のところの子供のことですので、今のお考えであれば、原部からはありましたが、市長のお言葉が聞きたいです。

○市長

ただいま中村誠吾委員からも御指摘のあったように、保育所の中で、今、手宮のみが耐震化もなされていない、しかも施設が老朽化をしている、その状況、課題については私も含めて認識しているところでございます。それについては、私も公約等の中でやはり子供たちに対して安心・安全に暮らせるような環境をつくりたいという思いも込めて掲げさせていただいているところでございますので、この課題については御指摘のように改善できるように取り組んでいかなければならない課題だと認識しているところでございます。

○中村（誠吾）委員

小樽市には、こういう公共施設の建てかえ、また、どういうふうに持っていくか、総合管理計画等あることは存じております。そして、子供たちがどれぐらい減っていくのかも含めていろいろな議論がありました。保育所の定数の削減等もありましたし、それはそれで来たわけですけれども、一つの認識として手宮保育所については今でも、そして今後も保育需要があると私は認識しています。ですから、このように言うのです。今後も地域で必要な保育所です。認めていただきましたが、建築後40年経過の施設でありまして、今後の施設整備について早急に考え方をまとめて示していただくよう強く要望しますし、これについて考え方があれば再度、原部でも結構です、お聞かせください。

○（福祉）子育て支援課長

できるだけ早くとの御要望は理解してございます。一方、市全体の状況といたしまして、今後、保育所以外の公共施設の整備なども課題になってくるかと思われまますので、保育所担当といたしましては、一定の考え方をまとめ、庁内でまず検討していただくところから始まると考えてございます。

○中村（誠吾）委員

まずお聞きしました。よろしくお聞きしたいと思えます。

◎保育料について

次に、同じく保育に関してでございますが、保育料に関連してお聞きしたいことがあります。

平成28年度の保育料算定に当たっては、本市の小樽市の関係規則を改正しまして、寡婦控除のみなし適用を開始したわけでありまして。これによる保育料の歳入減はどのくらいになりましたか。また、対象となった人数、軽減された保育料の金額について、それは確かに利用者により金額の幅はあるのですが、月額保育料にするとどのくらいでしたでしょうか。道内主要市における寡婦控除のみなし適用の実施状況もあわせてお聞かせください。

○（福祉）子育て支援課長

寡婦控除のみなし適用に係ります歳入予算の減少額につきましては、平成28年度1年間でおおよそ100万円程度と見込まれております。対象となった人数につきましては、本年4月時点で8名でございます。軽減された保育料の月額につきましては、1,900円から1万4,100円までの幅がございますけれども、平均いたしますと1万62円となっております。

また、道内人口10万人以上の都市での寡婦控除のみなし適用の実施状況でございますけれども、9市中本市を含めまして5市で実施してございます。

○中村（誠吾）委員

金額はわかりました。寡婦控除のみなし適用で最後お聞きしますが、本市が独自に行った施策ではありますけれども、平成28年度からの保育料算定については、国が多子世帯及びひとり親世帯についての保育料軽減の制度改正を行っているわけです。これは、本市ではどのように導入されてきた経過があるか、本市が導入した内容について、もう一度お知らせください。

○（福祉）子育て支援課長

平成28年度からの国の保育料軽減策の内容でございますけれども、保育所を利用した際の保育料の例で御説明いたしますと、昨年度までは未就学の児童が2名以上いる場合に第2子については半額、第3子以降無料となっていたものでございますけれども、本年4月以降につきましては、市民税所得割額が5万7,700円未満の世帯に限りまして児童の年齢にかかわらず第2子が半額、第3子以降無料となっております。

また、ひとり親世帯または在宅障害者のいらっしゃる世帯につきましては、市民税所得割額が7万7,101円未満の世帯に限りまして、児童の年齢にかかわらず第1子が半額、第2子以降無料となっております。

○中村（誠吾）委員

今お聞きしますと、平成28年度に向けて国が実施した負担軽減策、大きく二つになってくると私の調べでもわかるのです。ひとり親世帯を対象とする軽減策と、多子世帯を対象とする軽減策となっています。

そのうち多子世帯を対象とする軽減策では、国が大まかに年収を約360万円未満相当という表現をしてきています。ですから今、担当課が答えたとおり、保育所の保育料については、これ市民税の所得割額が5万7,700円未満の世帯と国としてなっていたのですが、そこでお聞きするのですけれども、この国が行った制度については利用者全体ではなくて一部の階層、利用者にスポットを当てて行ったのです。それで、そうなると本市の利用者、小樽市の利用者で兄弟のカウントの階層なのですよ、だから。カウントの仕方が異なることになっていくのです。それは、この上限5万7,700円にいる人たち、360万円を超えたり減ったりすると、いつも出入りするわけですよ。ですから、これについては利用者からすればわかりづらい制度になったと思っているのですが、いかがですか。

○（福祉）子育て支援課長

制度のわかりづらさという点については、子ども・子育て支援新制度全般におきましても、この保育料の算定方法につきましても複雑でわかりづらい制度になっており、保育所を利用されている児童の保護者の方に御迷惑をおかけしているのではないかというふうに考えてございます。

○中村（誠吾）委員

そうですね。これは、ですから市長がおっしゃっている方向でいいのです。ですから、このように改めて確認しているわけですよ。

それで、道内主要市における保育料算定に当たって、第2子、第3子のカウントの仕方はどうなっていますか、改めて確認しておきたいと思います。また、本市と同様な市はどのくらいあって、本市と異なる場合はどのように異なっているかお聞かせください。

○（福祉）子育て支援課長

道内10万市における第2子、第3子のカウントの仕方につきましては、9市中、国と同様なカウント方法が7市、独自の方法が2市となっております。小樽市につきましては、国と同じカウント方法をとってございますので、本市と同様なカウント方法は本市を含めまして7市となります。

また、独自方法をとっている2市につきましては、第2子、第3子のカウントに当たりまして児童の年齢制限を撤廃する基準となる市民税所得割額を国の基準より引き上げまして、保育料の多子軽減の対象となる世帯をより多くする方法をとってございます。

○中村（誠吾）委員

わかりやすい説明ありがとうございました。そのように推移しています。

次に、先ほど申したのですが、市長公約の保育料第3子無料化についてお尋ねするのです。この導入時期としては平成28年度当初からの導入も考えられたと思いますが、諸般あったのでございましょう。それで、28年度から実施しなかった理由はどのような理由によるもののでしょうか。そしてまた、これによる保育料の歳入減は、また聞きますけれども、お幾らになりましたか。

○（福祉）子育て支援課長

市長公約でございます保育料の第3子無料化を平成28年度から実施できなかった理由でございますが、年収約360万円未満の世帯におきまして児童の年齢制限を撤廃するという国の制度改正の通知が、詳細の通知でございますけれども、本年2月下旬に小樽市に到着しております。これに伴いまして、規則改正ですとか民間保育施設及び保育所を利用されている保護者の方への周知など新たな対応が必要となったのですけれども、それに加えまして、年度末に当たりまして保育所の入退所ですとか、それから児童の兄弟の就学に伴う保育料の再計算の事務がございまして、保育所担当としても繁忙期になってございました。まずしっかりと国の制度改正に対応するというを最優

先といたしましたので、市長公約である第 3 子無料化につきましては、29年度以降の実施に向けて検討をすることといたしましたものでございます。

また、第 3 子無料化を実施した場合の保育料の歳入の減少見込みにつきましては、進学などにより児童が保護者と別居しているというケースもありますことから、現時点では保育料算定の基礎となる同一世帯内の児童数、これについて正確な人数を把握できてございません。これによりまして、現状では正確な金額をお示しすることができないものでございます。

なお、本年 7 月中に保育所等を利用している保護者の方から現況届という書類を提出していただくことになっておりまして、この届け書に合わせまして別居している児童の人数などの状況につきましても把握してまいりたいと考えてございます。

○中村（誠吾）委員

国の制度を見越して対応しなければならない、これはそのとおりだと思いますが、保育料の歳入減の見込みについてはなかなか把握するのが難しいということではありますが、これについては市長公約でもありますので、検討はしていただきたいと思いますし、まず来年度に向けての一步を踏んでいただきたいと思います。

それで次に、今後、市長公約の保育料の第 3 子無料化を実施するに当たっては、先ほどの国が行った多子世帯及びひとり親世帯についての保育料軽減と同様に、兄弟の上限年齢を設けずに行うつもりですか。

○（福祉）子育て支援課長

平成29年度の予算編成に向けて兄弟の年齢制限ですとか所得制限などを含めまして検討することとしており、現時点では未定でございます。

○中村（誠吾）委員

先ほどの保育料の歳入の見込みの難しさも含めて全部だめだとは言いませんけれども、残念ながら現時点では未定ということなのですが、これはこれでいいです。

それで次に、今後の検討事項とされたのですが、しつこいようですけれども、市長公約保育料の第 3 子無料化の実施に当たっては、国が行った制度改正と同様に、今聞いたのですが、兄弟の上限年齢を設けず、ここなのです、第 2 子の軽減もあわせて実施することも可能ではないかと私は考えています。

それで、子育て支援策として市長公約の拡充実施を検討していくつもりがあるのか、基本です、ここ。聞いておかなければどうにもなりません。そして、第 2 子の軽減を図る場合の保育料の歳入減はどのくらいになるか、先ほど歳入減はなかなかと、無理ですけれども、再度お聞きしますが、歳入減はどれくらいになるのでしょうか。

○（福祉）子育て支援課長

第 2 子の保育料軽減の拡充につきましては、先ほどの第 3 子無料化の検討とあわせて判断していくものと考えております。

また、第 2 子軽減を行った場合の保育料の歳入の減少額につきましては、同一世帯内の児童数について正確な人数を把握できておりませんので、先ほど第 3 子軽減についてのお尋ねにお答えしましたとおり、現状で金額をお示しすることはできないものでございます。

○中村（誠吾）委員

今まだ算定できない、無理だと言っているものをどうこうせいというわけにいきませんので、ただ、これについては 7 月以降また機会があるときに状況はお聞きしますし、第 3 回定例会以降も、公約でございますので、しっかりと検討していただきながら前へ進んでいただきたいと思います。

◎除排雪と貸出ダンプ制度について

除排雪並びに貸出ダンプ制度に関連してお聞きします。

代表質問、一般質問、きょうは予算特別委員会という形から各会派からも何度か質問されておりますし、原部と

してはお答えになっているのでしょうかけれども、なかなか理解できないところがありますので、もう一度聞きます。今年度の除排雪業務の発注スケジュールについてお聞かせください。

○（建設）雪対策課長

今年度の除排雪業務の発注スケジュールにつきましては、これまで昨年度の地域総合除雪に参加していただきました業者の皆様と意見交換を行っております。今後、道路除雪に登録のある業者の皆様に意向等を伺う予定であります。

また、現在、昨年度の地域総合除雪入札要件等の分析を行っているところでありまして、スケジュールにつきましては昨年度の日程を目安になるべく早く方向性をお示ししたいと考えております。

○中村（誠吾）委員

昨年度の日程をめどにという話はまず置いて次に入ります。

次に、入札に至るまでのスケジュールをお聞かせください。

○（建設）雪対策課長

繰り返しの答弁になりますが、現在、昨年度の入札要件等の分析を行っておりまして、昨年度の日程を目安になるべく早くお示ししたいと考えております。

○中村（誠吾）委員

ということであれば、第3回定例会の日程もありますが、その前に全体像は固まってしまっているということではないですよね。

○（建設）雪対策課長

入札に関する全体像ということでございますが、現在進めております入札要件等の方向性をなるべく早く固め、方向性が固まり次第なるべく早くお示ししたいと考えております。

○中村（誠吾）委員

方向性が固まり次第、それは素案がなければどうにもならないのはわかりますが、先ほど公明党の千葉委員からも指摘がありましたが、今日までさまざまな議論をしてきたのですよ。それでは、そこを受けてもう一度聞きますけれども、ジョイントベンチャーを構成する企業の考えはどうかさっていますか。お示してください、再度。

○（建設）雪対策課長

ジョイントベンチャーを構成する企業についての考え方でございますが、現在、昨年度の地域総合除雪の入札要件等の分析を行っているところでありまして、ジョイントベンチャーの構成する企業につきましても方向性が決まり次第なるべく早くお示ししたいと考えております。

○中村（誠吾）委員

間違っていたらごめんなさいね。ただ、そうおっしゃいますと、平成27年度の除雪に当たっての経過があって、最終的には3社以上になった事実があるのです。4社とおっしゃいませんでしたか、基本的には。私、ずっとそういうふうに理解しているのです、他都市の業者の方も含めて4社が。

というのは、この間私言いましたね、いろいろな議論をしてる中で、例えば小樽市の除雪についていろいろなノウハウを持っていただきたい、それが全体の底上げになるという言い方をしてくられたと思いますが、それで気になっているのですけれども、まず一つは参与の、前参与の担当した報告も総括も聞いておりません。そして、分析もなかなか聞いてもお知らせいただけません。その中で実は、私たちが聞きたい、なぜ4社でいくのだ、言っていましたよね、先ほども。3社でこのようにやってきて不都合はないし、この形がベストなのだとおっしゃっている事業者もいるのに、そこに意見交換もしたと言っているのではないですか、もう。だから聞かせてくださいと言って、細々と返ってきますけれども、いいですか、オペレーターの話や、どんな機械を用意するか、小樽市の道路の傾斜、幅員、総合的にいろいろなことがまとまって総合除雪をしてきたのですよ、小樽市は。そして、そういうノ

ウハウも含めて、今までの事業者が引継ぎできないとでも言っていますか。だめだとでも言っていますか。私たちは、私は聞いていません。

そしてもう一つ、困ったことを言っているなど思っているのは、雪、普通のときの雪、少雪、大雪、いろいろなのがあってプロセスがなかなか決まらないうち先ほど原部で言ったのですけれども、これはもともと、除排雪は1キロメートルでも何メートルでも何時間かかってくるお金かかって人雇って、北海道の基準に準じてやっているのですよ、わかりますか。そうすると雪が多い少ないとかと言うけれども、基本は何キロメートルでやっているのですよ。そうすると、3業者で何でもないとやっているところに4業者入れて、予算、契約金もありますよね。困るのですよ、業者。何でもかきかきされるのと。簡単な理屈なのですよ、何回も言っていますけれども。だから、そういうところの議論をしていないのですよ。聞いてください、しっかりとやっているのに、どうも既定方針、全体像の構図で来てしまうと言っているものですから、何度もこのように聞いているわけです。

それで、これ基本です、もう一度聞きますよ。27年度が終わった後、小樽市とジョイントベンチャーとどのような打ち合わせをしてきたのですか。その内容をお聞かせください。

○（建設）雪対策課長

ジョイントベンチャーを構成する企業との打ち合わせということで、昨年度、地域総合除雪業務に参加していただきました業者の皆様と行った意見交換の内容を答弁させていただきます。「新規業者が加わると事故等のリスクがある」「4社だと採算割れの可能性がある」「3社で除排雪が間に合わなかったことがない」などの意見が出されました。

○中村（誠吾）委員

まず、そのように現実、原部からお話を聞いていますし、批判的な内容ばかりでもないと思います。市長がおっしゃっていることも認めます。しかし、このような意見があるのだということをもつて総括していきたいと思えます。

そして次に、それと関連してお聞きするのですが、貸出ダンプ制度についても聞きます。大変多くの議論をしています。本年度どのように考えているのかも明らかにしてください。

○（建設）庶務課長

貸出ダンプ制度でございますけれども、この制度を長く利用されている中で、利用団体が増加し希望する日程がとれないことや、対象となる道路、それから配車方法などの課題がございますので、制度について見直しを考えているところでございます。

○中村（誠吾）委員

制度についての見直しを考えているところですよと言われると、理解できなくなるのですよ。というのは、まず制度改正していくというのは、私たち議会側がそれをする必要があるのですかとやっていることと決定的に違うのと、議会で議論する前に制度の骨格を決めてしまうということですか。

○建設部安田副参事

まずは、市側の意見で全て決めてしまうのですかとこの部分でのお答えなのですけれども、今、検討中でございますので、その部分につきましては詳細、方向性が見えたら議会に示させていただきたいと思っております。

先ほどの答弁の補強といえましょうか、雪対策課長から申し上げましたが、いわゆるJVの4社という中でございますけれども、今、検討していますということでお答えさせていただきました。それで、先ほど千葉委員からも4社だと採算割れの可能性があるという御指摘も、JVの中で回答が来ているということとなっております。これにつきましては、いわゆる今までの距離単価という部分からいろいろと積算の分も考慮して、今、検討している最中でございますので、そういう費用面も考えたり、また、その業者の中からはグレーダのリースだとか機械損料という部分での検討も言われておりますので、そういうことを総合的に判断しまして、今、検討を加えて、方向性が出ましたら議会にお示ししたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○中村（誠吾）委員

やはりそうだと思うのです。結局損料、損料という言い方はおかしいですけども、業者が苦勞しているのですよ。いろいろな安全策含めてどのような形でやっていくのかはるかに考えていただいていますから、コンクリートしないでくださいね。

そしてもう一つが、貸出ダンプ制度について、昨年も聞きましたが、各組合、四つ組合がありまして、貸しダンプの。一つの組合はほとんど実績がないというのはわかっていますけれども、しかし、残されたこの各組合の基本的な合意が基本ですよ。お聞きしておきます。

○建設部安田副参事

その部分につきましては、前回の定例会の中でもお話ししたとおりでございます。

○委員長

それ、どういうことですかね。

（「それはだめだよ」と呼ぶ者あり）

○建設部長

貸出ダンプにつきましては、私どもとダンプ組合の間で配車の契約をいたしますという形になります。ですから、私どもとの間で、私どもが制度としてしっかり設計して、こういうことなのだと御説明していかなければならないということで、まず我々がイニシアチブ、いろいろな課題がありますので、それは整理した上でやりますけれども、ただ、私ども考えたのがダンプ組合で全く対応できませんといったことにはならない、要するに配車はこういうのですけれども、その日、要請どおりの配車ができなくて困るのは市民の皆さんですから、そういった無理なことはできませんので、そこら辺を私どもで考えながら組合とも、そういう無理がない制度になるのか、その辺はきちんと意見交換しなければならないとは思っております。

○委員長

合意が基本なのですかという質問なのですけども。

○建設部長

そういった意味では、合意という言い方がどういうふうになるのかわかりませんが、御理解をいただくという形になろうかと思えます。

（発言する者あり）

○中村（誠吾）委員

また難しく言ってくれたのですけれども、ここで合意だろう基本だろうという、詰めていっても今ここでは時間がないので、ただ、私はそういう意味で、もちろん各組合の皆さんと話し合いをしていって納得していただくことが基本であるということで理解しております。それはなぜかと言いますと、もう一度言いますよ、議会としては、これまでの議論の経過から、市長、私たちが理解できる、そうしてもちろん市民の皆さん、その中には事業者の皆さんも入るのですよ。そして、除排雪体制の今後の維持、継続が図られると判断できることが大前提になるのですよ。それで、これまでの答弁ではやはり首をひねっていくところがありまして、特にスケジュールと入札スケジュールとを聞いていきますと、時間がないではないですかということになります。このことに関して議会が必要な判断をするためにも、情報等をきちんと提供していただかなければならないのです、議論させていただかなければならないのですけれども、市長にお聞きしておきます。それでよろしいですね。

○市長

除排雪においては、皆様からももちろんですけども、市民の皆様にとっても非常に関心度の高い取り組みだというふうに思っておりますので、その議論はしっかりと積み重ねていかなければならないことだと認識しておりますので、先ほど原部からもお話ありましたけれども、そのように、今、分析をしている内容等をしっかり示させて

いただきながら、そしてその議論を積み重ねて制度設計に向けて取り組んでいくということになると思います。

○委員長

民主党の質疑を終結いたします。

理事者の入退室がありますので、少々お待ちください。

新風小樽に移します。

○中村（岩雄）委員

◎塩谷海岸の保全について

それではまず、昨年の第4回定例会でお願いをしてありました塩谷海岸の保全の件で、何十年か前に離岸堤を設置していただいておりますが、この長い年月の間に離岸堤が大分崩れて用をなさなくなってきました。その結果、例えば冬期間のしけのときとか、あるいは台風のときだとか波が高いときに、その高波が護岸を越波してあの沿岸に住んでいる方々にもいろいろと被害が出始めてきたと。例えば電気のブレーカーが落ちるですとか、それから越波が市道まで流れて冠水したですとか、そういう実害が出始めておりましたので、何とかその対応方をお願いしたいということで、これは北海道の事業になると思うのですが、同時に住民からのいろいろな苦情、要望がありますので、市にもぜひ御協力をお願いしたいということで昨年の第4回定例会で取り上げたわけです。その後いろいろ動きがあったのかと思うのですが、この6月にも何かもう事業が決定されて業者にも発注されたというような情報も入っているのですが、市としてはその辺の情報をどのように捉えておりますでしょうか。わかっていることがありましたら、報告をしていただきたいと思いますと思うのですが、いかがでしょうか。

○（建設）近藤主幹

今、市で押さえている情報といたしましては、塩谷海岸離岸堤補修工事につきましては、北海道から平成28年6月16日に入札済みであると聞いております。工事期間につきましては、28年6月22日から28年11月30日までを予定していると聞いてございます。工事内容につきましては、離岸堤64.8メートルのうち破損の程度のひどい両端部からそれぞれ35.4メートル、6.0メートルの部分の補修をするという聞いております。

○中村（岩雄）委員

分散、崩れて散らばった俗に言うテトラポッド、消波ブロックですね、これをまた積み上げて、基礎の部分がまた壊れているかもしれないということでその辺も見ていただいて、壊れている部分があれば修復していただくということでやっていただけるようなのですが、これでいろいろ被害が出ていることが解消されればいいのですが、やってみなければわかりません。また被害があるようでしたら、今度さらに第2、第3のいろいろな手を打っていただかなければいけないと思うのですが、まずは消波ブロックを改修ということでやっていただけるようですので、引き続き市でも御協力方よろしくお願ひしたいと思うのです。

同時に、そのついた予算なのですが、消波ブロックの改修と同時に塩谷漁港の砂のしゅんせつ、かなりこれまでしゅんせつをやっていたと思いますが、時間がたつとやはり砂で埋まってくるということで、いろいろな仕事に支障が出てくるということもあって、今回そのしゅんせつの部分の予算も含めてついたと聞いていますが、その辺の情報はどうでしょうか。

それで、その砂をしゅんせつした後、さらに市長も塩谷海岸をごらんになっているかと思うのですが、これまでの過去の塩谷海水浴場の砂浜の部分がかなり侵食されておりますよね。その対応も、これは海水浴場組合からも市に来ていると思うのですが、その対応も含めての砂の処理の仕方を検討しているやに聞いているのですが、その辺の報告、情報はどうでしょうか。

○（建設）近藤主幹

塩谷漁港のしゅんせつ工事につきましては、先ほどの離岸堤の補修工事とあわせて工事を発注していると聞いて

おります。工事期間につきましては平成28年度からを予定しているのですけれども、予算が確保された場合につきましては、複数年、継続する予定であると聞いてございます。

また、しゅんせつした砂につきましては、しゅんせつした後の砂の状態、土質試験等を行うみたいなのですが、使用できると判断されれば前浜の保全のために海岸にその砂を使っていきたいと考えていると聞いております。

○中村（岩雄）委員

そうですね、砂を有効に使って、塩谷も小樽市内では大変以前から、昔から海水浴場としては人気のあるところかなと思っておりますので、それも含めて、この後も市の協力もひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

◎周産期医療について

今定例会でも代表質問、一般質問の中で周産期医療について各議員からいろいろ質問がなされておりますけれども、私もこの周産期について何点かお尋ねをし、また確認をしたいと思うのですが、残念ながら昨年7月から休止状態に入っております、それに先立つ4月、5月ごろ、有志のメンバーの方々の御努力で署名運動をやっていたら、本当に短期間の間に5万筆、一月半、二月もかかっていたと思うのですけれども、それほど短期間の間に小樽、それから後志一連の地域住民の方々の署名が5万筆を超えたと。これは、短期間の5万筆というのは非常に大きな意味を持っていると思うのです。それだけ住民の方々の危機感の表れではないかと思うのですが、それを北海道に、高橋はるみ知事に届けてあると思うのですが、ただ、残念ながらその後7月に休止、そしてさらに最近の新聞報道などによりますと、これまで1人休職状態というか、そういう状態に入っていたのが残っていた3人の方々も退職する見込みだという新聞報道がなされております。残念ながら、小樽市議会でもこの周産期についていろいろやっているのですが、そういうさなか、さらに後退をしてしまったという感が否めないと思ひます。

その問題、課題はいろいろあると思うのですが、私、きょうのこの質問で抜本的なところで、これまで市のスタンス、小樽協会病院側にももちろん課題はあるのですけれども、市の考え方、これまでの対応に大きな誤りがあったのではないかなというところを1点指摘させていただきたいのです。それは、協会病院にやはりドクターは派遣されているわけですが、その派遣元の医局からの情報ですけれども、残念ながら小樽市に対して、これまで小樽は周産期のこの課題に対して強い思いを持っていなかったのではないのでしょうか、他の周産期を扱ういろいろな病院あるいはその自治体の行政の方々と比較して、何か問題、課題を丸投げするだけで、それを吸い上げるというところの意識が薄かったのではないのでしょうか、小樽に対してはこの10年来の不満が蓄積していましたよという、そういう情報なのですね。これはどういうことかなということなのですが、それと同時に5万筆以上のものを届けた北海道が全然反応していないという、していないのではないかなというような話なのですね。残念ながら、そういう情報が漏れ伝わってきております。

それで、なおかつ私は、ではほかの自治体の方々はどういう動きをしているのかなと、自治体というか行政が、ほかにも周産期を扱っているところがありますし、その関連のいろいろな行政の方々もいらっしゃるわけですが、皆さんその漏れ伝わっている話のように実際に首長、それから市長などを先頭に医局に対して働きかけをしているのかなということで、またさらにアンテナ張りめぐらして情報を入れましたが、やはり各関係の市長、首長を先頭に、医局に対して盛んにお願ひに行っているというのですよ。だけれども、小樽のこれまでの私たちにに対する説明では、どういうスタンスで市は来たかという、医師の確保は当該病院、小樽にとっては協会病院ですね、当該病院がやるということが大前提なのだと、行政が直接医局に対して働きかけをすることはタブーであると、医局の人事に口は出せないのですと、それは北海道も同じなはずだと。ただし、協会病院側から要請があればサポートはしますと、こういうスタンスでこれまで来たのです。どうでしょうか。こういう考え方でよろしいのでしょうか。

○（福祉）主幹

ただいまの委員の御質問なのですけれども、いろいろな考え方があると思いますし、いろいろな行政のかかわり合いが今までであったかと思うのですけれども、今までについても協会病院との情報交換と意見交換は随時行ってきたと伺っております。

○中村（岩雄）委員

協会病院側とは情報交換を行ってきたと、ただし行政としては直接協会病院と一緒に医局に働きかけするだとかというようなことはなされていなかったということなのかなと思うのです。そのところのその大前提を変えなければ、今後も医局の小樽に対する考え方というのは変わらないというか、ますますほかのところと比べて悪くなる一方ではないのかなど。今、盛んに一生懸命やっていますよ、協会病院と。今度市長もかわりまして新しい協議体という組織も立ち上がったわけですね。ですから、残念ながら前市長までの例えば過去10年間振り返ってみても、そういう強い思いを持って何とかするのだというようなことで医局に、これは人事に口出しをするということではないわけですよ。なすべきことをなして、そしてお願いに行くわけですね。そういう違いがあると思うのですね。決して口出しではないと。こちら側も、そしてほかの自治体だってそうですよ、決して財源が豊富で十分に対応できる、そういう状態にはないと思いますよ。それでもできることをやって、なおかつ誠心誠意、誠意を尽くして医局にお願いに行くと、そういう対応、体制ですね、熱い思い、そういうものが必要なのだと、それが今まで欠けていたのではないのでしょうかということなのですよ。

今せっかく市長もかわりましたし、新しい北後志周産期医療協議会、これつい先般立ち上がって第1回目の会合を開いたということですので、今後、小樽協会病院側からいろいろな課題を洗い出して上がってくるのだろうと思いますけれども、すぐさま全部対応、恐らくできない可能性もあると思いますね。しかしながら、できるところからなおかつ北後志の各自治体も加わっていただいているわけですから十分協議をして、なおかつ不十分ではあるけれども、そういう条件下で、もう再三、足しげくお願いに行くというぐらいの覚悟が必要なのではないでしょうか。

協会病院側の課題として今挙がってくるだろうと思われるもの、幾つかあるだろうと思うのですね。その辺を少し確認させていただきたいのですけれども、新しい体制、現在は産婦人科、それから小児科とのそういうチーム医療といいますか、そういう体制にはなっていない、ですからハイリスクベビーを扱うことができないのだという状況のままだと思うのですが、その辺も含めて勤務体制、それから設備などの面で過去協会病院といろいろやりとりしてきているわけですから、その辺の課題を今この時点でわかるものをお聞かせいただきたいのですが。なおかつ例えば給与、報酬などの面で最近改善が図られたというような情報がありますけれども、その辺を含めてお聞かせいただけますか。

○（福祉）主幹

ただいま協会病院側への今までのさまざまな問題点という御質問だったかと思うのですけれども、伺っている話としては、協会病院が全道的な医師不足の中で医師から選ばれる魅力ある病院、これになる取り組みが遅れていたという話は伺っております。では、その魅力ある病院になるための取り組みというのが、聞いているところによると給与も含めた処遇面と医師がスキルアップできる環境という形で伺っております。

○中村（岩雄）委員

恐らくそういう課題が挙がってくるのだと思うのですね。勤務体制、当直だとか勤務時間の問題もあるし、それから給与は聞くところによると全道で多分最低レベルの給与だったらいいですね。何か設備もかなり老朽化してきているし、新しいものも入れなければいけない、ドクターによっては専門分野がいろいろありますので、そういうものに対応したものの導入も考えていかなければならないこともあろうかと思うのですが、ただ、当然、一遍に全部はできないと思います。だから、できるところから取り組んでいくということが必要なのかなと思います。給与の面も全道レベル並みになったというふうに聞いていますので、それだけでは十分ではないかもしれませんが、一

つつつその条件を改善していくと。なおかつ、それを市はやはり後志の各町村と連携をして最大限バックアップをして、そして一緒に医局に対して誠意を持って働きかけると、それで必ず突破口が開けるといふふうに思います。思うのですが、ただ、時間的なこともあります。いつまでも 5 年も 10 年も待つということではできないわけですね。その辺も含めながらも最悪の事態、こうなったときどうするのだというようなことまでまず想定していただいて、とにかく現状を打開するために最善を尽くしていただくということかなと思うのですね。その辺の意気込み。

それから、ドクターを確保するに当たって希望というのはどうなのですか。若いドクターを確保したいと思っているのですか、それとも中堅どころのドクターを確保したい、あるいはこの辺がポイントなのですかけれども、退職間際のドクター、しかし経験は豊富だというようなドクター、それぞれ条件が違うと思うのですね。プラスマイナスあると思いますが、若いドクターを確保したはいいけれど、数年もしないうちにもうぼつとほかへ行ってしまうただとか、そういう可能性もあります。しかし、ドクターを確保するに当たってのその退職間際の経験十分な、経験豊富なそういうドクターを確保するというのも一つの方法ではないでしょうか。一つの案としてですよ。

これは当市の以前活躍しておりました箕輪元衆議院議員から以前からよく聞かされていた話なのですけれども、そういうドクター、結局人寄せパンダとなるし、いいんだよというような話は以前によく聞いていたのですが、若いドクターばかりでなくてそういう視点でのドクターの確保の仕方というのかな、こういうことも検討すべきではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○（福祉）主幹

まず、協議会を立ち上げたことに対する意気込みということだったのですけれども、このたび協会病院の分娩再開に向けて北後志全市町村が一体となり、バックアップ体制の充実を図るために北後志周産期医療協議会を設置したところす。第 1 回協議会において、全委員で協会病院一丸となってバックアップしていくということが確認されております。今後、協議会を通しまして、小樽協会病院が一日も早く分娩再開できるように全力で取り組んでまいります。

また、医師の年齢構成などの御質問だったかと思うのですが、協会病院側の医局の体制にかかわってくると思いますので、どういう年齢層の医師を確保する考えなのかというのは、今後、協会病院にお伺いしたいと思っております。

○中村（岩雄）委員

それでは、最善を尽くしてこれまでの考え方にとらわれずに柔軟にというか、積極果敢に医局に対しても働きかけをしていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

◎歴史的資源の観光資源化事業について

それでは、観光の関係で一、二点お聞きしたいと思います。

まず、今回の補正予算の中で歴史的資源の観光資源化事業費が上げられていますが、この内容を説明していただけますか。

○（産業港湾）観光振興室嶋崎主幹

歴史的資源の観光資源化事業についてでございますけれども、本市の財産である歴史的建造物や産業遺産を初め、市内に数多く点在する小樽らしい建物や地域文化、また、魅力ある景観などを掘り起こして新たな観光資源として磨き上げ活用する、そういったもののための方策を検証する事業でございます。

○中村（岩雄）委員

小樽らしい建物、地域文化を掘り起こすというお話ですが、小樽に国内で唯一あるいはナンバーワン、オンリーワンになり得る隠れた建造物や文化があると思うのですね。生活や文化の例を一つ挙げれば、例えば欧米の観光客は神社で行われるおはらいなどの日本独自の、日本しかない、そういった行事に非常に興味を持たれているというふうにも聞いております。今回の事業でそういったものも掘り起こし、そしてさらに磨き上げも視野に入れている

のか、その辺を説明していただきたいと思います。

○（産業港湾）観光振興室嶋崎主幹

生活や文化に関するもの、そういった部分も掘り起こしするののかという質問だったと思うのですが、旅行形態が団体旅行から個人旅行へ大きく変化をしている中で、その地域の生活や文化を感じられる観光素材の人气が高まってきております。小樽には、歴史的建造物や産業遺産はもとより、神社・仏閣、祭り、商店街、市場など、地域に根づいた建造物や文化が数多くありますので、それらを掘り起こし、それらの新たな観光資源としての可能性についても調査しようと考えております。また、委員言われたように、日本独自の文化などについても幅広く調査検討していければと考えております。

○中村（岩雄）委員

小樽は各界のいろいろな著名人の出身地でもありますね。特に石原裕次郎氏が有名でありますけれども、日本人唯一のアカデミー賞受賞者、助演女優賞受賞者で、ジャズボーカリストでも、これでも非常に有名でした女優、ナンシー梅木氏、これは小樽出身者で稲穂小学校の卒業生ですけれども、そういう方もいらっしゃいます。地域の文化ということであれば、小樽出身者や、さらに活躍した人だけではなくて、今、小樽に住んでいる人々の、人の魅力、現在住んでいる方の魅力もクローズアップして観光客を引きつける、そういう方法もあるのではないかと、おもしろいのではないかとと思うのですが、いかがでしょうか。

○（産業港湾）観光振興室嶋崎主幹

人物の魅力というものも掘り起こしのテーマになるのではないかと御質問だと思いますけれども、観光客が地域の生活や文化を感じるという点では、委員のおっしゃるとおり人もすばらしい魅力の一つとなる可能性がございます。小樽が輩出した、また、小樽にゆかりのある著名な人物に光を当てて誘客につなげることも考えられますし、昨今リピート客の中にはあのお店の人に会うという目的で観光地に来訪するケースも多いと聞いておりますので、小樽に住む人物の魅力を生かした誘客、これについても研究してまいりたいと考えております。

○中村（岩雄）委員

今、ナンシー梅木氏に光を当てようという方々がいます、オスカー受賞者、それも唯一の日本人の。ノミネートはいろいろありますが、それも主軸の部分です、作品賞、主演男優、主演女優、助演男優、助演女優という、そういうオスカーの主体の部分ですね、そこで受賞した人というのは本当にナンシー梅木氏しかいないのですね、日本人で。なおかつジャズの部分でも大活躍したということですが、それでオスカー、アカデミー賞と同時にトニー賞ですとかゴールデングローブ賞だとかもう何回となくノミネートされたというそういう、ブロードウェイでも活躍していますし、そのような日本人というのは今までいないのだからと思うのですよ。その小樽出身のナンシー梅木氏、梅木美代志氏、実名ですね、この人がせっかく小樽出身者だということに何も検証していないのではないかと、もう一回光を当てて、なおかつその活躍ぶりを後に伝えていこうと。ナンシー梅木の名前を冠したジャズ祭ですとか、あるいは女性ボーカリストですから女性ボーカリストの登竜門たるそういうアワード、ナンシー梅木賞のようなそういうコンテストを全国大会あるいは世界大会のようなものを開いていくのもおもしろいのではないかと。

なおかつ、ある東京大学の教授ですが、もう数年前に亡くなりましたが、提言していただいているのは映画祭ですね、これだけ活躍した方ですので、小樽発信の映画祭をやるのは非常にいいのではないのでしょうかというように、そういう提言もしていただいております。そういうことも含めて今後の小樽の観光の非常に大きな要素となり得る方ですので、今、市民の中で動きが出てきていますので、ぜひ小樽市にも協力をいただきたいと思います。

何をやりとりするにも、アメリカとやりとりしなければいけない、場合によってはアカデミー協会ともやりとりしなければならない、英語の部分でやはりそういう人材が必要となってきますので、そういうものも含めて御協力の方よろしくお願ひしたいと思います。昨年の2月にWOWOWで映画、あれですね……

放送されましたので、そういうものを参考にさせていただいて、御協力をしていただきたいと思います。

○委員長

答弁はいいのですか。

○中村（岩雄）委員

意気込みを。

○（産業港湾）観光振興室嶋崎主幹

委員のおっしゃる世界的な著名人といいますか、こういう方と観光面でかかわっていけるということになれば大変素晴らしいことだと思いますので、そういった状況が実現性を帯びてきた段階で、例えば観光協会には英語のできる事務局スタッフですとか通訳スタッフを用意しておりますので、こういったところともアカデミー協会とのやりとりという面とか観光協会と役割とか業務の割りつけ等について協議してまいって、そういった意味の協力体制はしていければと考えます。

○委員長

新風小樽の質疑を終結いたします。

理事者の入退室がありますので、少々お待ちください。

自民党に移します。

○中村（吉宏）委員

◎貸出ダンプ制度について

まず、貸出ダンプ制度についての質問でございますが、いろいろお伺いしたいことはありますけれども、先ほど民主党の中村誠吾委員から、最後に配車の件で各組合の合意が基本ですよねというような質問があったかと思うのですが、これに対する答弁をもう一度お聞かせいただけませんか。

○建設部長

合意というのは、いろいろなレベルがあると思います。協定書をつくるとかいろいろあると思いますけれども、私どもは組合の協力がなくともこの制度、私どもがイニシアチブをとる制度ですけれども、組合の協力も必要ですので、これは私どもの考え方を御説明して協力をいただいているということでございます。その中で合意というレベルがいろいろあると思いますけれども、その中で意見交換をしっかりと御理解をいただく中で事業を進めていきたいというふうに考えてございます。

○中村（吉宏）委員

先ほどの答弁では、何か合意にかかわらず云々というくだりがあったと思うのですが、その点はいかがですかね。合意は必要ということなのですか。

○建設部長

合意にかかわらずという言い方、もしそういうふうに聞こえたのでしたら大変申しわけないと思いますけれども、どういう合意の形になるのかという形で答えたつもりでございまして、協力はいただかなければならないということは間違いのないところでございます。

○中村（吉宏）委員

では再度、確認ですけれども、組合の、4組合あると思いますけれども、その合意がなければ配車に関する方法の変更は進めないといえますか、配車の方法の変更というのは番号を振ってと、前回の議会でもずっと議論になってきた方法に関してですけれども、合意が得られなければそれも含めて変更しないということでお間違いないでしょうか。

○建設部安田副参事

今、中村吉宏委員がおっしゃいました付番をして配車をする方法というふうに限定されたのですが、現在のところはそういう一方方向では考えておりませんので、今、検討中ということで御理解をいただければと思います。

また、組合の合意という部分の再度確認というお話だと思いますので、その部分につきましては、今、部長から申しあげましたけれども、協力をいただけるようお話を合意が得られればというふうに思っておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

○中村（吉宏）委員

協力をいただけるよう話をしているということですが、昨年の11月17日の建設常任委員会で建設部の答弁、当会派の前田委員が質問した件に対してこの配車方法の件なのですが、そのときは4組合の合意がなければ配車方法の変更はしないということかと質問したところ、そのとおりですという答弁をいただいておりますが、この答弁に間違いはないですか。変更等あるいは趣旨変更することはないでしょうか。再度確認です。

○建設部長

申しわけありません、そのときの会議録を持ってきておりませんので、そのときの合意ということの部分と今私どもの言っている合意というのが一致するかどうかわかりませんが、組合の方の協力が必要ですので、きちんと説明して制度の運営について同意をいただくことは必要だろうというふうに考えてございます。

（「委員長、議事進行について」と呼ぶ者あり）

○委員長

中村吉宏委員。

○中村（吉宏）委員

今の答弁では不正確で、実は前回の建設常任委員会の際の答弁書をきちんと踏まえた上で正確に御答弁いただきたいところなのです。これは今後の制度の運用ともかかわってきますし、確認をいただければと思いますので、お裁きをお願いします。

○委員長

その当時のどういう答弁だったかというのは確認をとれますか。それとも、建設常任委員会ではそう答えたけれども、今の部長の答えが最終決定だという意味なのか。

○建設部長

組合の皆さんから合意はいただかなければならないと思っておりますので、そういった中できちんと説明をして合意をいただくということで今考えているところでございます。

○委員長

合意をいただくということだそうですね。よろしいですか。

○中村（吉宏）委員

変更なしということですね。

では、あわせて、その際の建設常任委員会のお話ですが、当会派の前田委員からの「少なくとも平成27年度は実施しない、27年度以降も4組合の合意が得られなければ実施はしないと受け取ってよろしいですか」という質問に対して、当時の副参事からは「委員のおっしゃるそのとおりでございます」という答弁をいただいておりますけれども、このとおりでよろしいということですね。

○建設部安田副参事

業務は引き継がせていただいておりますので、そのとおりでよろしいかと思っております。

○中村（吉宏）委員

今あらあら、先ほどからこの貸出ダンプ制度、除雪の質問がありますけれども、建設部長がおっしゃっているイニシアチブを市がとるとのことについての説明を求めます。お答えください。

○建設部長

イニシアチブといいますか、今、私どもで貸出ダンプ制度というのは私どもと組合、ダンプ組合の中で契約して配車するという制度でございます。したがって、まず私どもで一つ今これまでの経過の中で検討する課題があるということはそのとおりでございますので、その辺について私どもの検討結果をお示しして、それに対してどういことができるのか、どういうことが必要なのか、見直しですね、それをやるのかやらないのか、そこも含めまして私どもでたたき台をつくるということで、それが私どものイニシアチブというふうに考えてございます。

○中村（吉宏）委員

先ほど来もその見直し、見直しという言葉が出ておりますが、これいつまでに見直しをするのか、あるいはその案といいますか、我々議会にも当然こういう方針でいきたいのですというものを提示されなければ困るわけであって、それについてはもう一度聞きます。いつごろをめどに出してこられるのかお答えいただければと思います。

○（建設）庶務課長

今、現制度の現状と課題について洗い出しをしております。この後、この部分につきましては今定例会の建設常任委員会に報告したいと思いますし、同じような内容につきましては、今後、除雪懇談会等を通じて利用団体にも説明をしていきまして、それらの説明を行った後に利用団体等から意見をいただいて今後の方向性を示せるというときになった時点で、また委員の皆様にお示ししたいと考えておりますし、正確なそのいつごろまでという部分については、当然、利用団体がそこで間に合う時期までにはそういったような方向性は決めたいというふうには考えてございます。

○中村（吉宏）委員

いつなのかさっぱり見えてきません。1月なのか12月なのか、去年は10月19日に貸出ダンプの組合の皆さんに何か説明をされているそうですね。その手前にはきちんと何かができ上がっていて、こちらに提示いただけるということでもよろしいでしょうか。まず、確認します。

○（建設）庶務課長

去年のそういう時期までにはお示ししたいとは考えてございます。

○中村（吉宏）委員

その時期をめどにというか、こちらで提示しなくても、本来であれば仕事であれば期限があつて納期があつて進めていくのは当たり前の話なのです。だから、こういうことをきちんとやっていただかないと私らも信用できません。議会には、これが議会会期中であればあれなのですけれども、会期外の場合にはしっかりと議会に、建設常任委員会を開催して説明をいただきたいと思っておりますけれども、見解をお願いします。

○（建設）庶務課長

方向性が決まりましたら、議会にお示しはしたいというふうに考えてございます。

○中村（吉宏）委員

方向性が決まるのは当たり前で、決まったら説明してくださいということですがけれども、議会にということと、きちんと委員会を開いてやってくれるのかというのが質問の趣旨ですがけれども。

○建設部長

私どもとすれば、議会にお示しいたすということでは間違いはないということでお約束いたします。ただ、委員会を開くかどうかは議会側の決定でございますので、それは議会側にお任せいたします。

○中村（吉宏）委員

しっかりと時期を決めて議会に御説明をいただけるということで認識いたしました。

◎平成28年度地域総合除雪について

貸出ダンプ制度から少しずれますが、除雪の件なのですけれども、先ほど来やはり議論の中で企業への説明の前に議会への説明が必要だろうという議論がありました。これについても明確ないついつ議会に示してくるというようなお話が全くないのですが、その点いつ示してくださるのか明確な時期を決めていただきたいと思いますが、この点いかがでしょうか。

○建設部安田副参事

先ほども御説明しましたけれども、これから道路除雪の登録のある業者のヒアリング、それから7月中旬に市民との第1回除雪懇談会も考えております。そういうのを踏まえまして、貸出ダンプ制度と同じようなスケジュールになるかとは思いますが、なるべく早い時期に議会にもお示ししたいと考えております。

○中村（吉宏）委員

ちなみに、道路除雪に関して企業への説明は昨年はいつ行われましたか。

○建設部安田副参事

除雪の共同企業体の業務の説明会につきましては、8月26日に開催しております。

○中村（吉宏）委員

8月26日に開催したというのであれば、昨年ベースでいくのであればその前にあらかじめいろいろ企画案が練り上がって議会に御報告をいただけるというふうに思いますが、そういうスケジュール感と認識してよろしいですか。

○建設部安田副参事

8月26日と申し上げましたが、28日です、申しわけございません。同じようなスケジュールで考えていきたいと思っておりますので、議会にもそういう時期に御説明、この前の時期に説明させていただければと思います。

○中村（吉宏）委員

時期的にいろいろお盆にも差しかかってくる時期かと思えます。なるべくお早めに提示をいただいて議会でもしっかりと議論、検討をする余地があるのかなと思っておりますので、その点はしっかりとお願いいたします。

何しろ今回、議会議論を見ていると、建設部からの答弁の中で明確な日程ですとか時期ですとか、そういったものが一切返ってこないのですね。これ民間企業の人間が仕事をしていく上で納期ですとか期限というのは非常に重要な問題で、こういうのを死守していかないとならないわけなのです。余りのんびりとお仕事されても困ると思うので、そこはしっかりお願いしたい、これは苦言を一つ呈させていただきたいと思えます。

◎学校給食について

続いて、ほかの質問に移らせていただきますが、学校給食に関連する質問です。

今、学校給食センターでは、地元産品を利用した給食のメニューの取り組みをされているというお話を伺っていますが、そのあたり説明をいただけますでしょうか。

○（教育）学校給食センター副所長

学校給食センターにおきましては、現在、小樽市の児童・生徒に地元の食材について理解を深めてもらう、また、地元の食材について親しんでいただくということを目的に、給食で提供可能な地場の水産品について、食材納入業者を通じまして調査を行っているところでございます。価格面や数量確保の課題がある中、現在、小樽産のソウハチガレイ、小樽産のホタテ、後志近海産のイカ、こういったものの提供について一定程度めどがつかいたら提供できるかというふうに検討を進めているところでございます。

○中村（吉宏）委員

第3回定例会で私の給食のメニューに地産地消を目指したそういう取り組みをしていただきたいという質問にお

答えいただくような形になるのかなと大変うれしく思っておりますが、ただ反面、今、問題としまして、この小樽の周辺近海でいろいろな魚介類の漁獲量が低下しているという状況も耳にしております。給食のセンターに納入する業者などからも、そういったなかなか納入が数量的に難しいのだというお話も出ているのですが、このあたり漁獲量の低下ですとか、そういった環境的な部分からの問題というのはあるのか、お聞かせいただきたいと思います。

○（産業港湾）水産課長

漁獲量減少の関係だと思っておりますが、まず、本市の漁業種類は大きく分けまして沿岸漁業と沖合漁業でありまして、今、本市の漁獲量の減少の要因となっているのは、沖合漁業でとれていますスケトウダラやホッケであったりという形になっております。沿岸漁業につきましては、ほぼ漁獲量は横ばいでちょうど推移しておりますので、沖合漁業の減少が大きな漁獲量減少の要因となっております。

○中村（吉宏）委員

それで、漁獲量の制限等々が行われているというところも大きい要因になっているのかなと。タラですとかホッケ、そういったものが、今、減少している傾向だと、減少といいますか、自主規制をしていたり国の漁獲規制があったりと、こういったところを、本当に漁獲量が少ないのか、それとも一定程度はあるけれども規制が続いているような状況なのか、このあたりもう少し詳しくお聞かせいただければと思います。

○（産業港湾）水産課長

漁獲制限の関係なのですが、今スケトウダラにつきましては、国のTACといいます制度で漁獲量が割り当てられておりまして、小樽梓としまして平成28年度で1,850トン、27年度は1,650トンだったものですから、約200トンはふえております。これは毎年、水産庁と北海道の漁業調査船で海域を調査しまして、それによってある程度の資源の動向を調査しまして、それを基に決めた数字になっております。ホッケについては、北海道の自主規制で今は3割削減ということになっております。

○中村（吉宏）委員

国の規制、それから漁獲量調査等もありますけれども、一部やはり漁業者の関係からは、漁に行ったときに漁業探知機に反応が多く出る場合があるのだけれども、やはり規制があつてそれはとれないのだというようなお話もありました。調査自体がやはりしっかり行われているのか、緻密に行われているのか、こういったところも気になる部分ではあるのですけれども、今、一部、道の試験調査もなかなか広域になってしまつて行き届かないというような現状も見受けられるところ、市としてしっかりそのあたりの調査に関する依頼ですとか、的確な情報の収集をやっていただきたい、あるいは訴えかけていただきたいと思っておりますけれども、見解を伺いたいと思います。

○（産業港湾）水産課長

年に1度、沖合漁業振興交流プラザというのを開催しておりまして、この中で海洋環境であったり資源ですね、ホッケであったりスケトウダラの動向について情報を共有するというところで、一応メンバーとしましては漁業者、水産庁、北海道の水産関係部局、それと北海道の中央水産試験場とあと小樽市なのですが、そういうメンバーで情報の共有を図っておりまして、その中で今後の資源についての協議といいますか、小樽市からの意見も言っていきたいと思っております。

○中村（吉宏）委員

せっかく給食がこういう取り組みになりました。ましてや市民生活、食卓に直結する問題にもつながっていきまので、ぜひいろいろな訴えかけは引き続きやっていただきたいと思っております。給食に関しては地元産品の野菜のお話も少し伺いたかったですけれども、時間の都合でまた次回に回すといたしまして、次の質問をさせていただきます。

◎観光船事業について

観光船事業について、観光船事業者が増加していると伺っております。先日、北海道運輸局が運航安全確保に向

けていろいろな協議をされるという情報をキャッチしているのですけれども、そちらではどんなお話しがされているのか、市がどのような形でかかわっているのかお聞かせいただけますでしょうか。

○（産業港湾）管理課長

去る 6 月 17 日に小樽の地方合同庁舎におかれまして、北海道運輸局が主催しまして小樽周辺海域の適正な利用により事故防止と小樽周辺地域の振興を図ることを目的としまして、青の洞窟・窓岩周辺海域の安全航行に関する打ち合わせ会議を開催しております。本市としては、運輸局から参加の依頼がございまして、オブザーバーという立場で出席しているところであります。

○中村（吉宏）委員

その協議会で何か決まったことですか決定事項ですか、そういったお話は何かありましたでしょうか。

○（産業港湾）管理課長

現在、事業者が委員もおっしゃるとおり増加している中で、周辺海域での事故が危惧されているということが課題となっております。したがって、その事業者、あと関係課長を含めた中で今後の青の洞窟もしくは窓岩周辺での航行の安全について、今後、協議会を立ち上げまして、その航行に関しますルールづくりを策定する目的で今そういう動きが起こっているところであります。

○中村（吉宏）委員

そういう船がふえてきているということで、漁業権が設定されている区域ということもあるかと思えますし、また、観光事業でいけば、最近、高島地域に観光船事業を新しく興そうとしている会社もおられるということで、漁業関係の方ですとかとの関係が非常にどうなっていくのか、安全確保の面では非常に重要なことになってくると思います。一部、漁網が観光船に破られたというような事例も発生しているということをお聞きしているのですけれども、こういうことに対して、先ほど協議会に関して小樽市は何かオブザーバーという形でかかわられていると伺いましたが、今後こういう問題に対応するために小樽市としてはどういう対策を打っていかれるのか、また、オブザーバーという立場で何かやっていくのか、そのあたりを小樽市の方向性といいますか、お聞かせいただければと思います。

○（産業港湾）管理課長

まず、運河護岸周辺に、今、数多くの観光船が接岸されている状況でありますけれども、護岸の使用に当たりましては、航行の安全を図るための各法令を遵守するという条件をつけたもとで許可しているところであります。その際、今、委員の御指摘のありました漁網、漁具の損壊につきましては、許可するに当たりまして小樽市漁業協同組合から入手しました定置網の位置図ですとか、あと航行の危険のおそれがある地図だとかを配付して、その観光船事業者に対しては周知しているところであります。今後、協議会のかかわり方については、どういう立場で携わっていくかは決まっていますが、この協議会を通じて、事業として観光船事業をやられている方もしくは個人でプレジャーボートを使ってそういう海域でレクリエーションを楽しむ方に対しても、同じような資料を配付するですとか、そういう形で協力していきたいと考えております。

○中村（吉宏）委員

実際損害が発生した場合、いわゆる漁網が傷ついたですとか、そういった場合について何か協定などは結ばれているのか、あるいはそういうものに対して何か小樽市が対応していくのかお聞かせいただければと思います。

○（産業港湾）管理課長

小樽港内にあります小樽港マリーナについては、整備時から漁業権が設定されておりましたので、それらにつきましては漁業補償とかに関する協定等を結んでおります。

（「ほかは。ほかの事業者は」と呼ぶ者あり）

ほかの事業者については、特に協定等は結んでおりません。

○中村（吉宏）委員

ほかの事業者たちへの対応というのは考えていらっしゃるんですか。

○（産業港湾）管理課長

今後そういう事業者に対しても、そういう漁具とか漁網の損壊については同様な対応をとっていきたいというふうに考えております。

○濱本委員

まず、一般質問で伺ったことについて、もう一回確認させてください。

◎人事行政について

一般質問の中で、市長からの人事、人事行政について「よりよい職員配置となるよう人事異動を行ってきた」という答弁をいただいております。それで、私が再質問の中で「よりよい職員配置というのは具体的にどういうことなのか」というふうに確認をしたのですね。そのときの市長の再答弁に、実は私も気づきませんでしたけれども、よりよい職員配置の根拠というのは何も御答弁いただいていたのですね、再質問の中では。再質問の中で答弁いただいていたのは、よりよい職員配置における根拠についてですけれども、根拠ではないですね、よりよい職員配置の結果として、私は結果として職員の皆さんの姿を見ていますというその結果論を話しているだけで、市長の考えるよりよい職員配置という概念はどういう概念だということをお答えになっていないので、そのことをまず確認させてください。

○市長

濱本委員が再質問の中で私に御指摘された内容については、「よりよい職員配置というのは具体的にどういうことなのか。そして、もっと言うと、10カ月で在任した異動者の皆さんが新しい職場で生き生きと働いていますみたいなことを言っていましたけれども、その根拠」とお聞きになられたと思ったので、その「生き生きと働いています」という根拠については、私はそのように見ているということで答弁をさせていただいたということでございます。

○委員長

そのときの答弁はいいのですけれども、今、具体的にどういうことですかと再度聞いているので、それをお答えくださいということですよ。

○濱本委員

市長、実は私の再質問は、よりよい、市長の考えるよりよい職員配置というのは具体的にどういうことなのかということをお聞きしているのです。

2点目は、では、だけれども「10カ月で在任した異動者の皆さんが新しい職場で生き生きと働いています」と、ではこういう発言の根拠は何ですかということをお聞きしているのですよ。

二つ聞いているにもかかわらず一つしか答弁を聞いていないので、それを確認してもらいました。御答弁ください。

○市長

二つお聞きになられたうちの後段のお話は、先ほど答弁したことが後段の答えだと私は思って答弁しておりましたので。1点目についてのよりよいに対する根拠ということだと思っておりますけれども、私自身…

○委員長

具体的にどういうことなのでしょうかと。そのままそこに書いてあると思うのですけれども。

○市長

済みません、理解をしていなかったようで大変恐縮でございます。

よりよい職員配置というのは、その部内であったり職場内においての男女比であったりとか、また、その業務量、さらには人間関係、また職場における業務の成果、さまざまないろいろな原部・原課における要因等がありますけれども、それについての改善であったりとか、またはより成果が出る環境づくりであったりとか、そのようなことを含めて高めていくことをよりよい職員配置、よりよい職員環境というふうに考えているところでございます。

○濱本委員

前も確か言ったかと思いますが、確かにそういうことなのですよ。組織の中の男女比も大事ですし、業務量も大事でしょう。人員配置も要員配置も大事でしょう。そういうことを総合的に勘案して、よりよい職員配置をしましたというのが普通の答弁ではないですか。最初の本会議の答弁は、そんな答弁ではないわけですよ。だから、答弁量が足りないですよ、量が。余りにもはしより過ぎですよ。

それから、不思議なのですが、その次の私の質問に、10カ月で異動した皆さんが新しい職場で生き生きと働いていますという。それで、その答弁が「私自身、常日ごろから職員とさまざまな場面で取り組んでおりますけれども」、何かよくわからないのですが、「その取組姿勢であったりとか」「結果、成果」「そのようなものを見てお話をさせていただいているところでございます」。よくわからないのです。

このときの質問というのは、10カ月で異動させたということもそうです、異動して要は今年の4月1日から6月、5月末までの人たちのこと、それからことしの4月1日以降の人たち、その後また異動させられた人たちがいるわけですよ。4月1日だったら4月1日の次ですよ、5月1日、6月1日ですよ。たった2カ月間ぐらいでこんな見解になるのですか。こんな見解というのは、市長のような生き生きと職務に邁進しています、そんな2カ月で異動した人の姿、全部見られるのですか。いかがですか。見たのですか。

○市長

全部は見ておりません。しかしながら、私自身がその後において、かかわらせていただいている職員の方々を見てということでお話をしております。

○濱本委員

全部は見ていませんというお答えでしたけれども、私の質問の中で在任10カ月でまた新たな部署へ異動した人が19人もいたというのです。事実ですよ、これ。では市長は、今、それぞれの10カ月でまた新たな場所へ異動した人たちが職務に邁進していると。全部は見ていないというのですが、19人のうち何人見たのですか。

○市長

恐縮ですが、私自身その何人というところまで今把握できるような状況ではありませんが、その方々も含めて私自身も見ておりますし、各担当部管理者の方々からどのような職務を果たしているのかというのをその時々で見聞きしているということも含めてでございます。

○濱本委員

市長、最初の答弁は、市長自身が直接的に見聞きをしたというニュアンスの答弁でしたよ。それで19人のうち全てかというのと全てではない、また、その答弁が、いや、伝聞もありますみたいな格好で変質していくのですよ。そうすると市長の言っている話が在任10カ月でまた別の部署に異動した人たちが、本当に職務に邁進しているという市長の話がだんだん根拠が、疑わざるを得なくなるわけですよ。だから、そういうことを考えると、どうも市長が私の再質問に対して異動した少なくとも管理職の、この4月1日に、今年の6月1日に異動したにもかかわらず、また4月1日に異動した人たちの、その人たちの「取組姿勢であったり」「結果、成果」「そのようなものを見てお話をさせていただいているところでございます」という、たった2カ月の結果、成果とは何ですか。あるのですか、そんなもの。これも全然不思議でたまらないのですけれども、この2カ月間の成果、結果とは何ですか、市長。

○市長

私は、濱本委員のこれについての御指摘においては、今回そういう19人もいた事実には違和感を覚えるのは当然ではないかということで、それに伴い、その人事異動に対しての所感を求められているという認識を私は持っていたところでございます。その19人について特に聞いているのだという濱本委員の御指摘かもしれませんが、私は、今回の4月1日に伴う、人事異動に伴ってその後における市役所内における、19人だけではなくて市役所自体がしっかり機能し、動いているという認識を持っているので、そのように答弁をさせていただいたところが1点でございます。

それと、この2カ月間で結果、成果についてどのようなものなのだというところでありますけれども、私が言う結果、成果というのは実際にこの間において取り組んでいることにおいて、具体的に政策がこのような形になったとかということではなくて、実際に例えばここにおける議会答弁で皆様からさまざま御指摘いただいて答弁漏れということも言われてはおりますけれども、私としては、そのような場面でも職員がそれに対して一つ一つ適切に対応している姿であったりとか、またはこの間においていろいろな課題等があったときにそれに対して対応しているとか、そのような場面を見てということでお話をさせていただいていたところでございます。

○濱本委員

これ以上この話を続けても市長から満足のいくというか、やはり市長がある認識、見解を持った、見識を持ったということになると、それを説明するということになると、やはりある程度具体の事例を例示して、提示をして、そして説明をする、だから私はこういう認識、見解に至ったのだという、そういう話でないと、相手に対する説明責任を果たしたとか、そういうことにはつながらないと思うのですよ。やはりどうしても市長の答弁を聞いていると、そういうものが非常に薄弱、薄っぺらい、具体性、具象性が欠けるといって、そういう感触を得ざるを、悲しいかな、そういうふうに思わざるを得ないのですよ。そんな感触の話してもしょうがないので、次の話へ行きます。

市長は言うならば、例えば人事異動の部分でいくと最終責任者ですよ。これ間違いないですよ。確認させていただきます。

○市長

おっしゃるとおりでございます。

○濱本委員

それではまず、一般論的な組織の定義、地方自治体ではなくて一般論的な組織の定義というのは、市長自身はどのように捉えていますか。

○市長

組織体というのはさまざまがあってそれぞれ違いはあるかとは思いますが、基本的には何か目的等を持って、それに伴いその目的を遂行するために集まっている集合体、それが一つの組織の定義なのかと思うところがございます。

○濱本委員

いや、そのとおりです。言葉は若干違いますが、簡単に言えば目的達成のための人によって構成される集団、そういう言い方ができるのだらうと思います。

では聞きますが、その組織の中での、人によって構成される集団ですから、組織の中での人事異動というのは一般論的に言うとどういう意味があるのでしょうか。市長の認識というか見解、その組織体の中での人事異動というのはどういう意味合いを持っているのか、市長の認識、市役所でなくていいのですよ、一般論としてどうかということをお聞いているのです。

(「後ろに聞かなくて。自分で答えてくれればいいのに」と呼ぶ者あり)

○委員長

どうですか。

○市長

人事異動の定義ですか、目的ではなくて定義。

○委員長

認識。

(「目的でも定義でもそこら辺の」と呼ぶ者あり)

(「そこら辺の」と呼ぶ者あり)

待ってくださいね。濱本委員、もう一回その部分説明してあげてもらえませんか。

○濱本委員

もう少し、では、先ほど定義した組織の定義ありますよね、その中で人事異動という行為があるわけです。では、その行為というのは組織の中でどういう意味合いを持っているのか。これだとわかりますか。

○市長

人事異動においては、例えば職務に対してのマンネリ化であったりとか、先ほどもお話した例えば人間関係であったりとか、その他さまざまな組織の中におけるその運用、運用というか動いている中において課題等が出てきたときに、それを改善を図っていく、またはさらにその職員自身の育成など、それらが人事異動における定義というか、目的になってくるのかというふうに思います。

○濱本委員

大体私の考えと一緒にしたいと思います。要は組織の中で人事異動を行うというのは、やはり組織というのは先ほど定義したように目的達成のための装置ですから、システムですから。だから、その目的達成のための能力の維持、これは当然人員が欠けていくわけですからその補充も含めて維持することと、さらにその目的を達成するための能力の向上という、この二つの側面がまずある。それから、それぞれの構成、それぞれの組織の中のいろいろな部門を構成する人たちのいわゆる人事異動を行うことによる能力の向上、それからモチベーションの向上、そういう部分も含まれていると。だから、大体当たっていると思うのですが、そういう認識の中で改めて聞きたいのですが、昨年の6月1日とことしの4月1日に行った管理職の人事は、今言った組織の定義、それから組織の中の人事異動のあるべき姿というか意味合い、そういうものを全て満たしていると思いますか。

○市長

満たしているか満たしていないかというのは私自身もまだまだ把握できていない部分ではありますが、しかしながら、今、濱本委員も御指摘されたそのことを念頭に人事配置を行わせていただいたところではございます。

○濱本委員

もう一つ言うのを忘れていましたけれども、その組織の中で人事異動を行うに当たっては、やはり大前提としては、どこから見ても公平・公正な人事異動というのが大前提です。私の違和感というのは、市長の人事異動、その姿が公平・公正とは思えないから違和感を感じたという、そういう認識です。それは私の認識ですから。それは私が委員会の中で、前回もそうですけれども、総務常任委員会の中で提出していただいた資料で私の認識というのはこういう人事異動が行われたからこういう認識になりましたという説明はさせてもらっておりますので、市長とは違って明確な私の根拠を見せた上で説明をさせてもらった。

◎人材育成基本方針について

それと、もう時間がないのではしよって最後に人材育成基本方針の話ですけれども、市長は私の一般質問の再質問の答弁の中で、人材育成基本方針、要は平成19年につくられたものは「決して悪いものではないと思っている」という、これも答えとしてはかみ合っていないのですよ、今からよく読むと。私は人材育成基本方針が10年を経て

陳腐化しているのではないかと、よしあしをいっているのではないですよ、陳腐化しているのではないかとやっているにもかかわらず、よしあしでお答えいただいている。これも合っていないのですよ。それでもう一回、いや、必要性ないのかという、再々質問でもう一回本当に必要性ないのかと言ったら、これもまたいつもの市長の答弁なのです。必ず何かを言ったら限定というか、もう一つ別なことを言うのです。「私自身も」「必要性は感じているところがございます」。だけれども、また違うことを言うのです。「しかしながら」「現行の人材育成基本方針が職員にもしっかり浸透しきれていない部分があると思っております」と答えるのですよ。

改定の必要性があれば、現行のものが浸透しようとしていまいと関係ない話ですよ、そんなもの。と私は思うのですよ。これが浸透しきれてないから改訂版をつくらないという話ではないですよ。浸透しているかどうかは別として、現実にあるものを今の現状に合わせて改定する必要があるかどうかということで、私から言わせたら、浸透しきれていないということは理由にはならないわけですよ。だって、10年もたって定着していないものをこれから先どうするのだという話ではないですか。もう一回、改定する必要性があるのかないのか、まずそれが一つ。

それから、私は、例示として他都市の例示も出しました。市長はそれを原部・原課からいただいてお読みになったのかならなかつたのかわかりませんが、やはりそういうものについてはきちんと見ていただきたい。

(「要望」と呼ぶ者あり)

そういう例示がね。なぜかという、私たちは一般質問を書く中でもきちんと例示を出して、ここの都市の人材育成基本方針はこういうつくりになっていますというふうに例示を出して根拠を出して言っているわけですよ。それに対して小樽市はこうですと言って質問しているわけですよ。ですから、そういうものに対して、きちんとやはり答弁をしてもらいたいと思います。

とりあえずまず改定の必要性について、それから私の例示したものについてきちんと読んでいたかどうか、もしできるのであれば今後もう少しどうしていくのか具体的なものがあれば、それも聞いて終わります。

○市長

濱本委員の期待に応えられる答弁になるかどうかあれですけども、まず1点目の改定の必要性、これについては私は必要性を感じているというのは再質問等でも答弁したとおりです。必要性は感じています。ただ私、濱本委員と考え方の違いとしては、濱本委員自身が認められていますけれども、平成19年につくられた人材育成基本方針が市役所内で広がりきれていない、浸透されていない、これは大きな、私、問題点だと思っております。濱本委員がおっしゃるような、よいものができても浸透ができなかったら効果は薄いと思っております。ですから、私は、まず人材育成基本方針の現在あるものがきちんと職員に浸透し、これから将来的に全面改定するにしても、やはりそれが存在しているよ、それに伴って職員はその育成基本方針に伴って取り組んでくれよということを、まずそれを伝えなければならないということから、それに対して少し時間が必要だということで答弁をさせていただいたところでございます。

それと、見ていただくかどうかというところで、私、職員からいただいているのは2点、三重県鈴鹿市人材育成基本方針と兵庫県たつの市のをいただいているところでございます。目は通らせていただいております。多分濱本委員がおっしゃるような、現在の小樽市に比べるとこちらのほうがしっかり充実をされているというふうに思っておりますので、私も改めてこれをより読み込んで参考にさせていただきたいと思っております。

そして、どうしていくのかというのは、先ほどもお話しさせていただきましたが、現状においてはすぐに全面改定というふうには考えてはおりません。しかしながら、その必要性を感じておりますので、今いただいているこれらの他都市の人材育成基本方針などを研究させていただきながら、先々において具体的に取り組めるそのようなときが来ましたら、しっかりそれを皆様にお示ししながら形にしていきたいと思います。このように考えているところでございます。

(「委員長、最後に一言だけ」と呼ぶ者あり)

○委員長

一言だけお願いします。

○濱本委員

一つだけ言います。私が例示したのは二つです。でも、そのほかに 8 都市ぐらい見ました。市長は二つ例示が出たから答弁のためにも見たほうがいいなと思ったから、そういう話をしたのです。でも、市長がしなければならないことは、これを担当している部署に見直しを指示することです。見直しの結果を市長が採用するか採用しないかの話です。だから、そのところをよく考えて、市長自身が読み込まなければならないという話にはならないので、それぞれの担当している部署に情報を収集して、改訂版をつくるならどういう方向性がいいのか検討させるだけでいいのです。結果は、採用するか、採択するかしないかは市長の判断ですから。それが行政のやり方だと私は思っていますので、そのことを踏まえて進めてください。

○委員長

自民党の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、本日はこれをもって散会いたします。